

議 長	副議長	局 長	次 長	議事係長	議 事 係

COOLS	
H	P

総務常任委員会 会議録			
日 時	平成18年 3月16日(木)	開 議	午後 1時00分
		散 会	午後 5時37分
場 所	第 2 委 員 会 室		
議 題	付 託 案 件		
出 席 委 員	大竹委員長、秋山副委員長、上野・山田・小前・菊地・横田・ 佐々木(勝) 各委員		
説 明 員	教育長、総務・財政・教育各部長、消防長 ほか関係理事者		
別紙のとおり、会議の概要を記録する。 委員長 署名員 署名員 書 記			

～ 会議の概要 ～

○委員長

ただいまより、委員会を開きます。

本日の会議録署名員に、上野委員、横田委員を御指名いたします。

付託案件を一括議題といたします。

この際、理事者より報告の申出がありますので、これを許します。

「元納税課職員にかかわる問題について」

○財政部長

元納税課職員による公金の着服横領事件について報告をいたします。

まず、市民の皆様や関係者の方々に多大な御迷惑をおかけし、信頼関係を損なう事件を招いてしまいましたことに、深くおわびを申し上げます。

事件の概要についてでございますけれども、当該職員は、平成15年6月、納税課に発令となり、集金を含む滞納整理の業務に従事しておりました。平成17年12月に、当該職員の後任者と納税者のやりとりから不審な領収書の存在が判明したため、関係書類を調査したところ、平成16年6月から平成17年12月までの約1年半の長期にわたり、納税者から集金した市税の一部について虚偽の報告をして入金し、差額の着服横領を繰り返していたことが確認できたところでございます。なお、当該職員を、昨年12月28日付けで懲戒免職の処分といたしました。

着服横領の額でございますけれども、当該職員が担当した納税者に発行した領収書と市の領収書控えを基に全件調査を行いました。調査結果ですが、現在判明しているのは32名分、対象となる領収書枚数は63枚で、領収書と市の領収書控えの金額の差額が40万6,500円となっております。

市といたしましては、当該職員が徴税吏員として、滞納処分などの特別な権限を有しており、常に市民の規範となるべき立場にあったにもかかわらず、その自覚に欠け、これまで培ってきた市民と市政との信頼関係を著しく損ねる結果を招いたこと、さらには、事件の発覚を察するや逃亡を図るなど、極めて悪質であることから、平成18年2月8日に小樽警察署へ刑事告訴をいたしました。

なお、関係職員の懲戒処分ではありますが、本年2月16日付けで、私、財政部長及び税務長は、それぞれ減給10分の1を1か月、納税課長は減給10分の1を3か月といたしました。

また、市長自身の管理・監督責任として、3月分の給料月額10分の1を減額することとし、助役についても3月分の給料月額10分の1を辞退することといたしました。

今後の再発防止に向けた取組ではありますが、今回の事件では、納税者からの徴収金と市への納付額の差異、これを発見できなかったために長期間の不正を許してしまったことから、今後、新たなチェック機能として、納税者の皆様に対し、納入経過を記載した書面を送付し、定期的に納入の状況を確認いただけるようにと考えております。このことにより、不正に対する抑止効果も働くものと考えますので、新年度から実施してまいります。

また、人事管理の面からは、機会あるごとに職員の綱紀肅正について改革がなされておりますが、職員自身が常に襟を正して、公務員として自覚を持つことが大変重要でありますので、各種の研修会などを通じて厳しく指導してまいりたいと考えております。

最後に、今後このような不祥事を二度と繰り返すことのないよう、市民の皆様と市政の信頼関係の回復に向け、職員一丸となって努力してまいり所存でございます。

○委員長

「財政再建推進プラン実施計画について」

○（財政）笠原主幹

それでは、お手元に配布いたしました財政再建推進プランの実施計画につきまして、説明いたします。

なお、本編の方で説明させていただきたいと思いますので、こちらの方をお願いいたします。

それでは、このたび作成いたしました実施計画は、昨年 3 月に策定いたしました財政再建推進プランの基本的な考え方や基本方針に基づき、平成18年度予算編成を踏まえ、21年度までの具体的な取組について、実施年次、財政効果額など、可能な限り明示いたしました。

それでは、本編の 3 ページをお開きいただきたいと思いますが、3.改善目標ですが、実施計画における改善目標額として二つ掲げ、一つは、財政再建団体への転落を回避するため、平成19年度から21年度までの3か年で約108億円の改善を図ること。二つ目には、平成21年度には単年度収支の黒字化を図るため、約38億円の財政効果を上げ、累積収支不足の解消につなげることを目標としております。

3 ページ、下段の方のグラフをごらんいただきたいと思います。平成16年度決算では、11億8,000万円の赤字が発生し、17年度決算では、約20億円の赤字になると見込んでおります。18年度は、収支均衡予算を編成いたしましたので、累積の赤字額は17年度と同額の約20億円となります。

この18年度を境に、グラフは2本の線に分かれており、一気に下降を示している線、これにつきましては、このまま何も改善のための対策をとらない場合のラインで、このままでは19年度には本市の財政再建団体転落ラインの約62億7,000万円を超えてしまいます。

4 ページの表をごらんいただきたいと思います。初めに、上段の現行収支の欄ですが、昨年 3 月に財政再建推進再建プランを策定した際の歳入は、平成17年度予算と同額を各年度、横に、歳出は21年度までの各事業について、それぞれ推計した数値を積み上げて算出し、19年度以降各年度の単年度収支不足額は、30億円前後の額を見込んでおりました。

このたびの実実施計画では、19年度以降の市税や地方交付税収入の算定が難しいこともあり、平成18年度予算において、市税と地方交付税収入が17年度に比較し約10億円減少していることから、19年度以降の歳入は18年度予算と同額を見込んだことから、19年度以降各年度の単年度収支不足額は、それぞれ昨年 3 月の財政再建推進プランより10億円ずつ収支不足が増加すると見込みました。枠外に、平成19年度以降各年度の一般財源収入は、マイナス10億円を見込んだと書いてありますが、それぞれ単年度収支不足額が10億円ずつで、19年度43億9,000万円、20年度40億7,000万円、21年度37億9,000万円、おのおの収支不足が生じるということで見込んでおります。歳出額につきましては、昨年 3 月の財政再建推進プランの数値のままとしておりますので、累積収支不足額もそれに伴い悪化し、19年度でマイナス63億9,000万円、20年度マイナス104億6,000万円、21年度マイナス142億5,000万円となっております。この数値が、3 ページのグラフの大きく下へ向かった線を表しております。

19年度以降に急激に悪化する要因としては、職員給与については16年度以降、3 パーセント、5 パーセント、7 パーセント、独自削減を行っておりますが、19年度以降は、これを復元するとして試算し、また退職者についても、現業職員以外の職員の採用を前提に試算しております。

そのため財政再建の取組が必要となるわけですが、4 ページの表の中段、改善目標の欄をごらんいただきたいと思います。

歳出削減対策、B の一つ目として、1.人件費の抑制では、(1)退職者の不補充、実施計画期間は、原則、退職者は不補充としますが、医師、看護師、消防職員等の専門職員は一定程度採用するほか、計画上、平成20年度に30名程度の一般職員の採用を予定し、各年度の退職者の不補充による効果は、3 か年合計で3億9,000万円を見込みました。(2)職員給与等の削減、職員給与については、19年度以降、17年度人事院勧告により、モデル地域間給与格差相当平均4.8パーセントの給与削減のほか、さらに独自削減として5パーセント程度、合計10パーセント程度の削減を実施することとし、3 か年合計42億3,000万円を見込みました。(3)その他、19年度以降、定年退職者及び勧奨退職者に対し退職手当債を導入し、財政負担の平準化を図りたいと考えており、3 か年合計で23億円を見込みました。1.人件費の抑制では、これら三つを合わせまして、3 か年合計69億2,000万円を見込みました。

次に、2.事業の見直しでは、(1)管理経費の圧縮、委託業務や複写機賃借料の見直しなど、3か年合計2億5,000万円を見込み、(2)特別会計・企業会計の収支改善では、病院、水道、港湾整備の各会計において事業の見直しなどにより、一般会計からの繰出金の縮減を図るとともに、指定管理者制度の導入により駐車場事業特別会計を廃止し、3か年合計17億4,000万円を見込みました。(3)市債の借増しでは、起債充当率の引上げとして、3か年合計2億1,000万円を見込んでおります。(4)その他の部分ですけれども、業務委託の拡大、指定管理者制度の導入など、3か年合計10億円を見込んで、2.事業の見直しでは、3か年合計32億円を見込んでおります。Bの欄歳出削減対策でございますが、1.人件費の抑制と2.事業の見直しを合わせると3か年合計101億2,000万円を見込んでおります。

次に、3.歳入増の取組ですけれども、一つ目として、(1)入湯税課税免除の見直し、これにつきましては、引き続き、事業者との協議を進め、3か年合計1億2,000万円を目標に、(2)使用料・手数料増の改定では、4年ごとの見直しをルール化し、20年度に見直しを行い、改定した場合の3,000万円を21年度に見込んでおります。(3)その他ですけれども、職員駐車の有料化、広告料収入の確保、遊休等資産の売却など、各年度5,000万円、合計1億5,000万円を見込み、歳入増の取組合計、Cの欄について3か年合計で3億円の効果を見込んでおります。

Dの欄財源対策ですが、今述べた対策による効果を上げて、21年度には、単年度収支の黒字化を図るため、さらに4億円の財源対策が必要となります。

以上、合計いたしますと、小計E = B + C + Dの欄ですけれども、19年度で37億円、20年度33億2,000万円、21年度38億円、3か年合計108億2,000万円となります。これら、改善の取組を行った場合の収支は、一番下の表、対策後単年度収支不足額、A + Eの欄ですけれども、19年度でマイナス6億9,000万円、20年度マイナス7億5,000万円、21年度は1,000万円の黒字、累積収支不足額につきましては、19年度がマイナス26億9,000万円、20年度マイナス34億4,000万円、21年度マイナス34億3,000万円となり、21年度以降、順次累積収支不足額の解消を図っていく、こういうものでございます。今述べた数字が3ページのグラフ、19年度以降二つに分かれたグラフの上の方、改善目標(実施計画収支試算)と書いてございますが、このグラフを表しております。

5ページ以降は、実施計画の柱立てに沿って、それぞれ各取組項目を記載し、その財政効果の算出が可能な項目については、各項目ごとに財政効果額を示しました。

各項目ごとの説明は省略させていただきますが、これまでの財政健全化の取組を進めてきておりますことから、さらに市民の皆さんに新たな負担をお願いするということは難しいものがありますので、今回の実施計画では、市の徹底した内部努力に基準を置いたものとしたしました。改善目標額は、3か年合計で約108億円と大変大きな額となっております。相当な覚悟を持って取り組まなければ達成し得ないものと考えておりますが、本実施計画を着実に実行し、目標になる財政再建団体の転落回避の平成21年度単年度収支の黒字化をなし遂げたいと考えております。

○委員長

「入札制度の改革について」

○(財政)契約管財課長

今年度実施いたしました入札制度の改革について報告いたします。

この改革につきましては、平成16年度中に当該の工事発注部局の職員で構成したワーキンググループや建設工事委員会等の検討を経て決定されたもので、その内容につきましては、平成16年第4回定例会の総務常任委員会において報告をし、平成17年度から実施させていただいていたところであります。

初めに、その主な内容について説明いたします。まず、工事等の発注が市民の負託を受けて行われるものであることから、公正な手続の下で、しかもより低廉な価格で、公共施設の整備を行うことが発注者としての責務であるという考えの下、より一層公正で、かつ競争性が確保される入札方式として、公募型指名競争入札の拡大実施を行いました。

本市では、これまで特殊な工事については、公募型指名競争入札を実施してまいりましたが、このたびの改革により、従来型の指名業者入札の一部を公募型指名競争入札に移行し、施行することといたしました。

次に、公募型指名競争入札を実施するに当たりまして、競争の激化に伴うダンピングを防止するため、最低制限価格制度及び低入札価格調査制度を導入いたしました。また、公募型指名競争入札に対しては、公正かつ競争性を確保するため、指名業者の事後公表及び郵便による入札を採用いたしました。なお、予定価格については、従前どおり事前公表としたところであります。以上が、改革の主な内容であります。次に、この結果について説明いたします。

別紙資料一覧をごらんください。まず、予定価格500万円以上の工事契約全体で申しますと、平成17年度が122件で、平均落札率90.0パーセント、昨年度の平均落札率が94.7パーセントですので、4.7パーセント低くなっているという状況でございます。そのうち、公募型の指名競争入札を実施いたしましたのは、合計14件で、契約件数の約11.5パーセントになりますが、その平均落札率は81.7パーセントでありました。これらの結果を踏まえまして、市といたしましては、公募型指名競争入札を郵便入札方式で行うことが公正さと競争性を確保することに一定の効果を上げているものと判断し、新年度におきましても、同様の手法を継続してまいりたいと考えております。なお、今年度において、公募型指名競争入札を実施した工種が、結果的に土木工事のみであったことを踏まえまして、新年度におきましては、建築工事においても実施する方針であります。今後とも落札率の推移など、改革による効果を注視するとともに、見直しが必要の場合には随時見直しを行うなど、入札制度の整備を図ってまいりたいと考えております。

○委員長

「小樽市立学校教育推進計画（あおばとプラン）について」

○（教育）指導室寺澤主幹

これまで、教育委員会では、毎年、「小樽市学校教育推進のために」を発行し、各学校が取り組むべき指針を示しておりましたが、このたび、平成18年度から3か年にわたる中期的な視野に立った「小樽市立学校教育推進計画（あおばとプラン）」を策定いたしましたので、報告いたします。

計画の策定に当たっては、学識経験者や保護者、学校関係者からなる委員会を組織し、答申をいただくなど、広く市民の思いや願いなどを受け止めてまいりました。

推進計画は、小樽市立学校教育の目指す姿として、「心豊かに学び ふるさとに夢と誇りをもつ 小樽の子供の育成」を掲げ、『「確かな学力」の育成』、『「豊かな心」の育成』、『「健やかな体」の育成』を重点に、「社会の変化に対応した教育の推進」、「新しい時代を拓く信頼される学校づくり」、教員の資質向上の六つの目標で構成されております。それぞれの目標ごとに、学校経営を推進する観点や具体的な取組など検証可能な内容として、指針を示しております。

取組の内容として、主なものを説明いたします。1ページをごらんください。

初めに、『「確かな学力」の育成』についてですが、学習状況の把握と指導の改善を図るため、小樽市教育研究所内に学力向上検討委員会を設置し、本市の子供の学力向上に向けた課題と方策を研究し、各学校の指導の改善に生かします。また、学習到達度調査及び生活学習意識調査を実施し、その後の指導方法の工夫・改善に生かしていきます。基礎・基本の定着については、各小中学校において、基礎・基本の定着を図るため、1校1実践の取組を推進いたします。また、学校支援ボランティア制度を創設し、各学校において、積極的な活用を図っていききたいと考えています。

3ページをごらんください。『「豊かな心」の育成』の主な取組については、道徳教育の充実では、道徳の時間に地域素材を生かした事業や道徳教育研修会の実施などを考えております。読書活動の推進については、朝の10分間読書を何らかの形で、全学校で実施していききたいと考えています。

5 ページをごらんください。『「健やかな体」の育成』についてですが、健康教育の推進では、基本的な生活習慣づくりについて、市P連や保健所等と連携し、講演会の開催や啓発資料の配布等に取り組んでまいります。また、安全教育の推進では、関係機関等との連携を図った通学路の安全確保や不審者出没の発生をメールで保護者に知らせるなど、情報共有システムの構築を進めていきたいと考えています。

次に、「社会の変化に対応した教育の推進」についてですが、国際理解教育の推進については、小学校における英語活動の導入のため、英語活動研修会の実施やA L T の小学校での活用などを促進していきたいと考えています。キャリア教育の推進については、商都小樽の地域の特性を考え、職場体験連絡協議会を設置し、中学生の職場体験学習を実施していきたいと考えています。

次に、「新しい時代を拓く信頼される学校づくり」についてですが、地域公開週間の実施、学校のウェブページ開設に係る研修会の実施などに取り組んでいきます。また、学校支援ボランティアを募集し、各学校のニーズに応じて学習活動などに派遣するシステムを構築したいと考えております。

最後に、「教員の資質向上」についてです。教員や管理職を対象にした研修講座の継続的な実施を考えています。また、各学校の授業研究の活性化を図るとともに、研究推進校や団体による研究成果の普及を図る工夫も進めていきたいと思っております。

ただいま、説明させていただきました内容は、小樽市においても、一部の学校で既に取り組まれているものですが、これを全市に広げていきたいと考えています。今後、3年という期間において、このプランの実現を目指し、実態を踏まえて、各学校はそれぞれの計画を立て、順次取り組むとともに、教育委員会においても支援してまいります。

○委員長

次に、本定例会で付託された各案件について、順次説明願います。

「議案第26号について」

○（総務）職員課長

議案第26号小樽市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案につきまして説明いたします。

これまで、職員の年次有給休暇については、歴年の1月から12月を1年次として付与してきましたが異動・退職等が年度区切りにしていることから、年度の4月から翌年3月を1年次として付与することとしました。既に、所要日数20日を1月1日に付与しておりますが、経過措置として、平成19年1月から3月分に相当する有給休暇5日を平成18年4月1日に追加付与するものです。平成19年度以降は、4月1日に所定日数を付与することになります。

○委員長

「議案第36号について」

○（教育）八木主幹

議案第36号小樽交通記念館条例を廃止する条例案について、説明いたします。

小樽市は、同条例第9条の規定により、小樽交通記念館の管理を平成8年のオープンから現在に至るまで、株式会社小樽交通記念館に委託してきております。株式会社小樽交通記念館は、同施設の管理・運営を主な目的として、小樽市を筆頭株主とする13法人により、平成7年6月に資本金3億円で設立された第三セクターであります。

同社は、小樽交通記念館の管理・運営について、開館以降、不採算部門の事業の取りやめ、一般管理費の削減及び圧縮に努める一方、入館者の動員を図るため、ゴールデンウィークや夏休みを中心に本格的なイベントを開催するとともに、春と秋には施設の特性を生かした学術的な企画展などに取り組むなど、一般客及び鉄道ファンの集客に努力してまいりました。また、会社内外の委員で構成した小樽交通記念館経営改革会議などで、黒字転換への手段を議論し、検討を重ねておりましたが、黒字化する抜本的解決策が見当たらず、小樽市直営の社会教育施設に転

換するべきとの多くの意見が出されました。

市としましても早急に対応する必要があると判断したことから、これまで社会教育施設への転換などについて検討を行い、老朽化や広さなどの課題を持つ青少年科学技術館と博物館の機能を交通記念館に統合し、新たな博物館としてさらなる有効活用を図り、将来を見据えた社会教育の充実を図るため、この第 1 段階として、社会教育施設の核となる施設を目指す新博物館基本計画（案）を、昨年 の第 4 回定例会においてお示したところであります。

このような中で、平成17年度の入館者数が 5 万人を切り、過去最低となったことから、株式会社小樽交通記念館は、2 月 24 日の定期総会におきまして、今年 3 月末をもって会社を解散し、4 月から清算手続に入ることを決定しております。

このことから、小樽交通記念館は 3 月末をもって閉館し、4 月以降は小樽市が施設管理を行い、新たな博物館の開設に向けた準備を進めたいと考えており、そのため、小樽交通記念館条例を廃止する条例案を提出するものであります。

新たな博物館の創設に向けましては、本年 4 月から開設準備室を設置し、展示や内装の設計及び工事の発注準備や新たな施設での事業展開などの検討を行った上で、設計などの事業費の予算を第 2 回定例会には計上し、平成18年度中に準備を完了して、平成19年のゴールデンウィーク前のオープンを目指してまいりたいと考えております。なお、4 月からは、新たな施設の具体的なプランや事業の内容につきまして検討を進めたいと考えておりますことから、新博物館基本計画（案）につきましては、本議会終了後、新博物館基本計画として決定することを予定してございます。

○委員長

「議案第45号について」

○秋山委員

過日開催の本会議場におきまして、斉藤陽一良議員より提案説明を行っておりますが、付託されました総務常任委員会の皆様に「議案第45号小樽市文化芸術振興条例案」について説明させていただきます。

本条例案は、人間として真の豊かさを享受できる21世紀の我が国のあるべき姿は、文化芸術立国であるとの我が党の提唱により、2001年12月に成立されました文化芸術振興基本法を受けて、小樽市における文化芸術振興のための施策の基本を定めるものです。かつての北海道経済発展の地・小樽は、北海道における文化芸術の発展の地でもあります。小樽市の繁栄の歴史とともに根ざしている文学、美術、演劇はじめ、古来の伝統・文化など、多くの文化芸術に触れ、活動に参加する機会を保障することは、心豊かな市民生活の実現と活力ある地域社会の建設のために欠くことのできない行政サービスの一つであると考えます。また、小樽市の基幹産業ともなっています観光による波及効果も、文化芸術活動によるものも大であり、経済の活性化にとって無視できないものと思います。

条例案は、初めに文化芸術活動に携わる方々が地域文化振興の指導者であり、地域社会の大切な宝であることを確認し、人材の育成を旨とし、その自主性・創造性が尊重され、地位の向上が図られ、その能力が発揮されるよう考慮されなければならないなどの文化芸術振興の基本理念を定めています。

次に、施策の実効性を確保するために、基本方針に基づき、基本計画を定め、新たな制度として、芸術家や文化団体が地域の学校教育や生涯学習、イベントなどで活躍していただけるようアーティスト・バンク登録制度を設けています。さらに、施設利用料の減免を含めた文化芸術活動に携わる方々への支援や顕彰についても規定を設け、市の基本計画などに意見を述べる小樽市文化芸術審議会を設置しました。また、あわせて小樽市資金基金条例の一部を改正し、文化芸術振興の資金とするために、小樽市文化芸術振興基金を設けております。

以上、条例案の概要について述べましたが、議員各位の御賛同をお願いいたしまして、説明とさせていただきます。

○委員長

「議案第46号について」

○菊地委員

小樽市非核港湾条例案の提案説明を行います。

3月14日、東京、京都、広島、長崎、熊本の被爆者30人が、それぞれの自治体を通して、厚生労働省に原爆症の認定を一斉に申請しました。第二次原爆症認定集団申請訴訟運動の第一陣です。

被爆者は、記者会見で、切実に被爆の悲惨さを知ってほしい、二度と核兵器を使わせてはならないと訴えていました。集団申請は、この後も毎月取り組まれるといえます。原爆投下から60数年を経た今、被爆者が死の脅威にさらされていることは、核兵器の非人道性を改めて示すものです。地方都市で次々と核兵器廃絶平和都市宣言が行われてきたことも、唯一の被爆国として二度と核兵器を使用させないとの国民の強い意思の表れです。

小樽市非核港湾条例を制定し、国民共通の願いである核兵器廃絶を、港湾施設を管理する立場から、非核三原則を踏まえた対応で、平和な港づくり、まちづくりに寄与しようではありませんか。核兵器廃絶平和都市宣言の名に値するまちづくりになるよう委員皆さんの賛同を訴えて、提案説明とします。

○委員長

これより、質疑に入りますが、議案第45号の提案者である秋山委員は答弁席へ着席願います。

(秋山委員着席)

それでは、まず、議案第45号に対する質疑を行います。

○菊地委員

議案第45号について

文化芸術の振興に当たっては、特に表現の自由の保障や行政の不介入の原則、また、財政上の措置を明記することが欠かせないと思います。これらの点については、ほぼ網羅されていると読み取りましたが、以下条文の内容について、何点か伺いたいと思います。

この第3条に必要な応じて組織の整備を図るとありますが、この場合の組織とは何を意味しているのかについてお尋ねしたいと思います。

○秋山委員

菊地委員の御質問にお答えいたします。

この場合の組織とは何を意味しているのかという質問なのですが、この組織というのは、文化芸術振興にかかわる全庁的な連絡会議などの設置などを考えております。

○菊地委員

次、アーティスト・バンクについて伺いたいと思います。

その必要性和この第3章のアーティスト・バンクの方を読んでいますと、市長の役割とありますが、それが非常に大きな意味を持っているのですけれども、表現の自由とか、行政の不介入の原則との整合性が図れるのかということと、それから政治活動とか宗教活動というのは、その見極めというのは、表現の自由から見て非常に繊細な、微妙な問題ではないかと思うのです。

もう一つは、アーティスト・バンクには登録しないけれども、地域で文化活動とか、芸術活動をしていきたいという人たちが、その第15条の使用料の減免、この使用料の減免の恩恵にあずかれなくなるという逆差別が生じるのではないかという疑問も生じるのですが、この辺についていかがお考えでしょうか。

○秋山委員

この件に関しましては、この市の制度として行う以上は、全くノーチェックということは無責任なことと思いま

す。そのように考えております。

○菊地委員

もう一点、文化芸術の振興のためには、博物館、図書館、美術館、文学館、こういった施設の果たす役割は大変重要だと考えるのです。今、自治体では、こういう固有の役割を持つ施設についても指定管理者制度を導入しているという動きがあるのですけれども、この条例の精神に照らし合わせて考えたときに、これら施設への指定管理者制度の導入について、提案者としてはどのようにお考えでしょうか。

○秋山委員

この問題に関しましては、この施設への指定管理者制度の導入ということは、市長の専権事項ということなので、市長の行政判断で行われる問題と考えております。

○菊地委員

国の文化芸術振興基本法の制定以降、自治体で条例が提案されたり、それから制定されたりしています。その条例の主文は、文化芸術を創造して享受する権利を有する市民あるいは地域文化振興に貢献する文化芸術活動家や団体が、その条例を制定するその段階から意思決定とか、それから条例をつくる、そういうものに参加するべきではないかと思うのです。そういう意味では、一度は提案されているのですけれども、そういう団体の皆さんの意見を聞くとか、あるいは幅広く市民の皆さんの意見を聞くというパブリックコメントを得ながら、さらにもんでいただくということが必要ではないかなと私は考えているのですが、その点についてはいかがでしょうか。

○秋山委員

このたび、我が党として、この条例案の提出に当たっては、公明党としての考え方を責任を持って提出していますので、その議会質疑の中で行っていくべきというふうに考えております。

○委員長

自民党。

○横田委員

まず、いわゆる文化芸術は、条例は別にしましても、我々の内面といいましょうか、なくてはならないものという認識は間違いなくありますし、もっとやはり文化は振興しなければならないという気もします。

小樽市の経済状況がこんな状況ですから、こんなときにという声も若干ありますけれども、私は、こういうときこそやはり文化を振興させて、もっと小樽を活性化していかなければならないと、これは私の意見ですけれども、そう思っております。

ということで、今回、この議案第45号が出されたわけですので、それについて何点が聞きます。

まず、基本方針、基本計画の部分で、文化芸術に関して、行政がかかわっていかなければならない育成支援ということが条例部分の中でもうたっておりますが、この行政が行うその育成支援には、具体的にどのようなことを考えているのか。

○秋山委員

公明党として、やはり博物館、図書館、美術館、文学館のハード面においては、社会教育施設の充実、またソフト面においては、それら施設、またその文化芸術に携わる方々、また受講する方々に対して開かれる講座とか講演、その内容を充実していく、こういうところにあるのではないかと考えます。

○横田委員

そうですね。現在でもそういう分野があって、行政としてはやっているのでしょうけれども、さらに、今、委員言われたような支援を行政がやっていくのだということなのだと思いますので、その辺は、何を具体的にどうやるかというのはこれから決まっていくことなのではないでしょうか、その辺はわかりました。

基本方針の部分でもう一点は、先ほど菊地委員も言われたように、今、私から秋山委員に言ったように、文学館、美術館、図書館、そういったところ、昨日も言いましたけれども、学芸員とか、それから司書とか、専門の方がいて業務運営されているわけですが、先ほども出ましたが、指定管理者制度を進めていくと、その辺は先ほど市長専権事項ということで言うておりましたけれども、いろいろな面で、効率がよくなるかわりに不都合な部分も出てくるのかなと。条例の中ではその文化施設の整備・充実ということですので、それが指定管理者制度導入等々に及んでいると。先ほどの菊地委員と同じ質問になりますけれども、それについても、改めてお答えいただきたいと思います。

○秋山委員

今、質問者の方もそのようにおっしゃっているので、同じ答弁になるかと思いますが、さっきも述べましたように、あくまでもこの指定管理者制度の導入というのは市長の専権事項であり、また、市長の行政的判断で行われるべき事業と考えております。

○横田委員

次、アーティスト・バンクについて尋ねますが、私は市内にどのぐらいこの文化活動に従事されている方がいるのかわかりませんが、無制限という話ではないと思いますので。提案者としては、どの程度ぐらいの登録者がいると予測されておられるのか。

○秋山委員

これは登録して、受け付けなければ、わからない問題かというふうに考えております。

○横田委員

確かにそうですね。そのアーティスト・バンクに登録する、例えば1,000名とかが登録されるわけですが、分野別でしょうか、いろいろな多くの方が登録されると思いますが、文化芸術振興のために登録者をどのように活用されていくのかについて尋ねます。

○秋山委員

これは、条例の目的の部分にうたっていることかと思いますが、今、ここですばらしい新聞の記事があったので、それを示してお答えしようと思いましたところ、慌てて出てきて、申しわけないと思っております。このさまざまに眠っている、その人材を活用して、大いにそれを生かしていきたいというふうに思っております。その情報の提供者というか、仲裁役がこのアーティスト・バンクになるものと考えております。

○横田委員

施設使用料が登録者には免除することができるとありますが、これは考え過ぎかと思いますが、例えば施設の使用料の減免が欲しくて登録するのだと、言い方がわかりませんが、あまり芸術・文化活動にない方でもそういったことを求めて登録する方が出ないとも限らないわけです。ですから、条例の中でも、こういう方は登録できないという、そういう除外規定はありますけれども、それに該当しない方は全部受け入れるというように、そういうふうに取り扱われるわけです。そうすると、今言ったような問題も起こり得るかと思いますが、現実的には難しいのかもしれませんが、審査みたいな、この人は登録していいのかとか、ちょっと難しいが、その辺をどう考えているかということを伺います。

○秋山委員

登録者に関しては、多ければ多いほどその宝物の発掘になるのではないかと考えていますので、これは、あくまでもはじくことを前提にしてつくるのではなくて、さっきも言いましたように、市の行政主導で行われるものに対しては、ある程度チェックというものは必要ではないかと。社会的通念で、社会の秩序を乱すような行為を行う者に関しては、やはりある程度チェックするという体制も必要かと思っております。

○横田委員

その言い方はわかるのですが、ただ、今言ったように、だれでもかれでも登録していいという話でもなかなかないと思います。その辺は、細則等で詰めていくことになるのでしょうか、その辺もまたよろしく願います。

最後に、支援という項目がありまして、その功労を顕彰すると、非常にいいことだと思うのですが、これは、教育委員会に尋ねますが、現行の文化功労者といいたいでしょうか、文化に功労があった方々の表彰は、どのようなになっているわけですか。

○（教育）生涯学習課長

顕彰の件でございますが、今の文化教育部門としまして、市が表彰しております中に、功労者表彰というのがございまして、その基準としましては、文化の振興への功績が特に顕著であるといった部分が一つございます。それから、小樽市文化団体協議会が、小樽文化賞というものを昭和60年から設けてやってございまして、その中で、文化貢献賞ないしは文化奨励賞といった表彰がございます。

○横田委員

条例で顕彰制度について規程する部分はありますか。

○秋山委員

はい、あります。

○横田委員

そうですね。顕著な成果をおさめた個人及び団体の顕彰に努めるものとする。これで、今の顕彰制度が何か変わるようなことは、今の改定、さらにこの条例によって何か違うというか、仕組み、やり方を変えようという教育委員会としての考えはあるのですか。

○（教育）生涯学習課長

まだ具体的な内部での詰めは全くやってございませんけれども、一つの考え方ということで話したいと思ってございます。

私、先ほど申しました二つの顕彰につきましては、どちらかという、それまで過去に長い実績を持っているということでの顕彰であろうかというふうに考えております。

今回、仮に表彰規程というものがあるとすれば、これは別な意味でやはり考えていく必要があるのかということで、例えば全国・全道の中で、非常に脚光を浴びたことがあるというようなことに対しても、その対象として考えていくのも一つの考え方かなというふうに考えてございます。

○委員長

秋山委員は委員席へお戻りください。

（秋山委員着席）

○委員長

それでは、その他の議案に対する質疑に入ります。

なお、本日の順序は、共産党、自民党、公明党、平成会、民主党・市民連合の順といたします。

共産党。

○菊地委員

プールの問題について

プールの問題について、教育委員会にお尋ねします。

一般質問の中でも、新谷とし議員の質問に対して教育長は、存続に向けて要望していきたいという旨、御答弁を

いただきました。このプールが教育施設であるということから考えましても、教育委員会の果たす役割は非常に大きいものでありますし、この存続運動をしています市民の皆さんにとっても、教育委員会、特に教育長のその行動に思いを託していると思います。この一般質問の中では、市長答弁よりも教育長の答弁の方に圧倒的に大きな拍手が沸いたのではなかったかと私は記憶しているのですけれども、そういうことを前置きしながら、何点か尋ねていきたいと思います。

今日、皆さんのお手元に資料を出させていただきました。市内プール施設の状況ということで、室内水泳プール、高島小学校温水プール、民間のそれぞれプールの使用料及びどういうコースを使えるかというような資料なのです。そのような資料を見ていただいてもわかるように、時間や料金とか、そのプールを使うさまざまな条件で、今、室内水泳プールをお使いになっている5万人の市民の皆さんが、果たして室内水泳プールが、高島小学校以外の既存施設のプールで利用できる可能性ですね、それが本当に図れるとお考えかどうかについて、教育長の見解を伺っておきたいと思います。

○（教育）室内プール館長

民間施設が代替施設となり得るかということにつきましてですが、現在、準備会でプール導入の検証が改めて行われているということがございまして、今後の対応については、現在まだ検討を行っている状態ではございません。今、委員の方からも御指摘がありましたように、料金あるいは利用時間帯あるいはその施設内容など、それぞれの施設ごとに課題がありますので、仮に室内水泳プールがなくなって代替対応を考えなければならないというときには、これらの課題解消に向けた取組が必要になるものというふうに考えてございます。

○菊地委員

課題解消とおっしゃいますけれども、室内水泳プールの代替として、この民間の施設が代替となり得るかどうか、端的にお答えいただけますか。

○（教育）室内プール館長

代替の対応についてはいろいろな考え方があると思いますが、一つの考え方としては、料金的な部分においては助成策の検討とか、そういうことも考えられるのではないかと思います。現在、まだ具体的な検討はしていない状態でございますので、その時期に来ましたら具体的な検討をしていきたいというふうには考えてございます。

○菊地委員

では、具体的にお聞きしますけれども、高島小学校まではなかなか行けないという高齢者の方あるいは障害者の方々がこの民間のプールを使うことになった場合には、現行の室内水泳プールとの料金との差額について援助していくというようなことについても考えると、今、お答えになったのでしょうか。

○（教育）室内プール館長

検討する要素にはなるというふうには考えてございます。

○菊地委員

わかりました。それは、そのように答えたというふうに承っておきます。

ただ、もう一つの問題として、実際に、今、サンフィッシュでは室内水泳プール等でコースを使っている人たちが民間のコース、既存教室と競合しないことというふうにあります。実際に、利用しようと思って行っても、一コースしかあいていないとか、全く利用できるコースがない、具体的にもう既にそういうことが起きているわけなのです。その辺の問題については、どのようにお考えでしょうか。

○（教育）室内水泳プール館長

具体的な対応について、各民間施設とは交渉といいますか、話合いの場というのは持っておりませんので、現状こういう形での専用使用の条件というのは尾を引いている状態でありますので、具体的な対応の部分については、今後、民間施設との話合いを深めていかなければならないかというふうには考えてございます。

○菊地委員

そうは言いまして、民間施設が自分たちの利益を捨ててまで障害を持った方々、それから高齢者の方々のためにコースをあけるということはなかなか考えづらいと思います。高齢者の方や障害を持つ方々には大変な負担になる、現実的には負担になると思うのですが、そのことについてはどのようにお考えでしょうか。

○（教育）室内プール館長

確かに委員御指摘のように、大きな負担増になる部分も予想されます。それらの部分を含めて、先ほどもお答えしましたが、助成策などの検討もしなければならないかというようには考えてございます。

○菊地委員

一般質問のやりとりの中で、ホテル東横インが法律を遵守しない、そして障害を持つ方々に非常に優しくない、こういうホテルを駅前に誘致するわけにはいかない、準備会の中ではそういう方向で話がされたという、討論といえますか、やりとりがあったと思います。私も東横インのやり方、これが大きな社会的な批判的になったのは、障害を持った方々にも使い勝手のよいホテルとして売り出しながら、実はその部分を非常に偽っていた。それが全国的に大きな批判的になったというふうに考えます。ですから、小樽駅前を開発していくというときには、高齢者の方やまた障害を持つ方々のことを考えた方針をしっかりとって、また近隣の商店街と協調路線を歩む再開発であってほしいと願う市民の一人であります。そういうことについて、教育長はどのように考えるのか伺いたいと思います。

○教育長

前回、新谷議員からの御質問に、私は、仮にプールが廃止された場合ということでございましたので、それに対して答え、さらには市民の方のプールがどれだけ利用されているかということも十分踏まえまして、私たちはそういう思いを大事にしていきたいということで答弁したところでございますが、今回、市内のプールの状況、金額、たくさん出てきましたが、金額的にも思った以上に高いという感じは持っております。ただ、先ほど担当の方から話しましたように、現段階では、建物そのものはどうなるかをまだ再構築しなければだめな段階でございますので、話が煮詰まった時点で、やはり私たちとしてもその利用者をどういうふうにしていこうかというあたりは、これから考えていかなければだめなものと思っています。

なお、プールでの既存の教室と競合しないとか、コース専用とか、いろいろな問題、委員はおっしゃったのですが、そこまではまだ私も十分に検討してございませんので、今後の第3ビルの推移がどうなっていくかというのを十分念頭に置きながら、新谷議員がおっしゃったように、万一の場合ということも考えてみたいというふうに思っております。

○菊地委員

市長も再要請していくと答えましたし、教育長も要請していくと答えました。どういう思いで準備会に、そういうふうに要請していくかということでは、平たく言えば、もう一回考え直してくれないかと、それから、これだけの市民の皆さんの思いがあるのだと。教育委員会としても何としても市営プールの存続について考え直してほしいというふうに、熱い思いで語っていくというのはまた違うのではないかという意味で、教育委員会の主体性をどういうふうに発揮するかというのが、今、求められていると思うのです。それで、市営プールの存続そのものについては、どなたも否定はしていないのです。ただ、あそこにそのまま残せるかどうかということも議論の中ではあったと思います。仮に、準備会の中で、やはりあそこにはプールは残せないという結論が出されたときに、教育委員会としては、既存のその他のプールの利用の方向しか考えていないのでしょうか。新たにどこかにプールをつくりていきたいとか、そういう強い気持ちはないのでしょうか。

○（教育）室内水泳プール館長

新たに、すぐ適地を見つけて建設するというのは、現在の市の財政状況等を勘案しますと、非常に難しい部分も

あるのかと思っております。そのため、当面の間、既存の 4 施設なりでの対応というのを検討しなければならないかというふうには考えてございます。

○菊地委員

当面の間という、ちょっと含みを持った言い方なのですが、その当面というのは、一定年度の年数といいますが、そういう見通しもあるのでしょうか。

○教育部長

プールの建設に関しましては、今、教育長が答弁しておりますけれども、直ちに新たな場所ということなら難しいと。室内水泳プール館長から財政のことも言いましたけれども、やはり場所の問題ということも当然確保、これもあります。ですから、私どもかねがね申し上げておりますのは、プールの必要性、認識、役割の重要性、そういったことは申し上げてきました。したがって、将来的な展望を持っていく必要はあるかと。そこにはやはりこれからの市民ニーズということも見極めながら、どのような形で展開させていくのか、こういったことも含めて検討をしていくべきだと、こういう考えは持っております。

○菊地委員

陳情が出されています。そして、署名は、今日段階で 2 万 4,780 筆になったというふうに報告がされています。全国的なネットワークの中で、この署名が集まってきているのですね。しかも、全道の水泳愛好会、また水泳に携わる人たちが注目をしている小樽市室内水泳プールの存続問題です。本当に残してほしいという市民の方々、あるいは周りの商店街の方々の気持ちも十分詰まった署名でもありますので、ぜひ教育長には、教育委員会が主体性をしっかり持って準備会あるいは市長部局、そういうところに積極的に存続あるいは小樽市室内水泳プール、どうしていくのかということでの思いを伝えていっていただきたいと思うのですが、最後にそのことを改めてお聞きしたいと思います。

○教育長

前回の議会でも答えてございますが、多くの方々の存続してほしいとの思いが署名の形になったものと受け止めておりますので、小樽市教育委員会といたしましては、関係部局を通じて、準備会に対して多くの人たちの思いを伝えてまいりたいというふうに思っております。

○菊地委員

今日も傍聴にいらっしゃっておりますけれども、寒い中、署名を一生懸命集めた方、それから、もう周りの方に本当に協力を求めた、そういう人たちの思い、それから、私も参加させていただいたのですが、障害を持った子供が自分では話ができずに、その御両親が手伝いながら道行く人に訴えて署名を集めたということもあります。ぜひこういう方々の思いや期待を裏切らないで、プールの問題について対応していただきたいと思います。

交通記念館について

次に、交通記念館のことについて聞きたいと思います。

先ほど、経営状況とか、そういうことについては一定の報告はあったのですが、この経営対策会議等が開かれた中で、ちょっと古い話を持ち出して恐縮なのですが、そもそもその鉄道記念館が本来なら道立の鉄道記念館として設立されるはずだったと、それが途中でその約束がほごになって小樽交通記念館となったという経過もあるのですが、もう一度道立の記念館としてやってもらったらどうかというような話は一切出なかったのでしょうか。

○（教育）八木主幹

先ほど、報告させていただきましたように、市の施設でございますので、株式会社小樽交通記念館がこの 3 月末をもって関与しないということになりますので、市として、まず管理していくということが一義的に発生しますので、その中で現行していきたいということで考えてございますので、新たに道立ということでの話は全くしておりません。

○菊地委員

私は、先ほど報告がありました新博物館構想、科学館と博物館、そしてこの交通記念館、それを一体にしてやっていく方向というのもどうかというふうには思っているのです。その科学館の持つ科学的な要素とか、それから博物館、それぞれがもっときちんとそれぞれの固有の目的を果たすということで続けていかなければならないのではないかというふうにも思いながら、この交通記念館、ここまで経営が悪化してきたその大きな要因、その辺についてはどういう話合いといえますか、検討になってきたのかということについて、もう少し詳しくお聞かせいただければと思います。

○（教育）八木主幹

経営の悪化ということですが、入館者数が減少したということで、収入が非常に厳しくなったということと大きな原因となったということで、そのような中で、入館者数の増加を図るということをまず第一に考えてみました。駐車場の無料化とか、あるいは旅行会社や都市、団体などへの営業活動、あるいはさまざまなイベントの開催、またオリジナルグッズの開発など、こういったことでの集客活動が見込めるということをやっております。

一方で、支出の方でございますけれども、不採算部門でありましたレストラン、あるいはミニＳＬ、キカンタランド、おもしろ自転車など、こういったものについては廃止するというので、そのほか手宮ゲートの閉鎖をするなど、一般管理費の削減、圧縮、こういったものに努めて、経費の縮減に努めてまいったところでございます。

○菊地委員

実は、経過についてどうなのかと思って、かなり古い会議録を私は調べてみたのです。これは、北海道交通記念館で、道立で建設されるはずの北海道交通記念館が総事業費43億2,000万円で、小樽市によって建設されるべく予算が計上されたというふうな質問に始まりまして、ここでは第三セクターの設立についても参加企業がなかなか決まらなないと、要するにこういう中途半端なものを急いでつくる必要があるのかというふうに聞いていることなのです。本来なら道立でやるべきものだったと。それが、北海道が小樽市に押しつけたと言ったら語弊があるのか、小樽市が建設することになったと。こんな中途半端な内容で、今、設立する必要があるのかというような討論に対して、先ほど八木主幹が、不採算部門のレストランを早々に畳んで、経営の改善を図ったと言っているそのレストランについては、収入を上げるためにレストランも運営するのだというふうに、当時の新谷市長は答えているのですね。結局は、十分準備もされない中途半端な施設をつくったことが経営悪化の原因ではないのかといった、そういう話というか、経営の反省みたいなものというのは、その対策会議の中では出てこなかったのでしょうか。

どうしてこういう聞き方をするかということ、市民の中にやはり批判があるのですね。第三セクターとしてやってきた、成功しないものをまたボンと小樽市に返すというのは、だれが責任をとるのだと。そういう批判もある中で、そもそもの開設のあり方、準備もなく中途半端なものをつくってきた、そういうものが今回の経営悪化の要因になりはしなかったといったことについての話合いというのはされなかったのか聞きます。

○（教育）八木主幹

その道立のことににつきましては、存じ上げませんが、レストランはもともとその場所を貸すということで委託していましたから、その部分では、その場所のリース料といいますが、賃料としての収入を見込んでいたということで、もともとは収入ということで考えていたところであります。しかし、そこがなかなか経営がうまくいかないということで出ていったために、直営でやらざるを得ないということで直営となりました。それで、直営でやったのですが、やはりなかなかうまくいかないということで、不採算の部門も中止となったとは聞いております。

また、中途半端ということの趣旨がどういうことかまだ理解できませんけれども、民間の観光施設として入館料設定は940円ということで、相当高いものを設定している中で、さらに駐車場の料金も当初取ってありましたので、駐車場料金が非常に高いという部分がありまして、それで駐車場料金を無料とするということで、いろいろ努力は

したところでございます。そういったことの結果、いろいろやってみたのですが、なかなか、先日高橋議員からも御指摘のありました市の博物館との入館者数の減少の傾向について分析されておりましたけれども、やはり市全体として、社会教育施設の入館者数の減少傾向の見られる中では、なかなかその部分をプラスに持っていくということは、いたし方なかったのかということもございますので、そういった中で、今回、社会教育施設として本来の形に持っていきたいと考えたところでございます。

○菊地委員

それで、今度は新博物館構想だと。もう既に新博物館としての構想を小樽市としては固めながら、今、市民に向けて意向調査も開始したというところなのですけれども、構想はつくりましたと、市民の皆さん、その構想に基づいて、そこにどんなものが入ったらいいかとかというようなアンケートのとり方なのですね。やはり構想の段階からもっと多くの市民の皆さんの意見をしっかり聞くべきではないかというような意見を私は持っているのです。ちょっと唐突なようですけれども、黒松内町がまちづくり条例をつくりました。これは、ニセコ町に続いて全国でも 2 例目ということで、そのまちづくり条例の中に、町が建てようとする建物については、その構想のときからもう既に市民が参加して、いろいろな意見を集約していく、市民参加のまちづくりに大きく道を開いてきているのです。

結局、小樽がいろいろなことをやってきたけれども、失敗に終わる。10年で結局は廃止に追い込まれたわけですね。北九州市の記念館は、年間20万人の目標について、この2年間で既に50万人を達成したという鉄道記念館があります。鉄道とかそういうものに対する国民のニーズというか、そういうものについてはまだまだあるのだけれども、小樽が成功しなかった問題は何なのかというようなことについても、しっかり分析しながら、では次に向かうときには、本当に幅広く市民やいろいろな方の意見を集めて、どういうものをつくっていこうかというスタンスに立たなければ、また中途半端なものをつくってしまうのではないかという懸念があるのです。山口議員も盛んにそのことをおっしゃっていましたが、19年4月に開設という時期があって、そこに向かって物事を進めていこうとしているというふうにしかな考えられないのですけれども、その新博物館構想についての徹底した市民参加の合意づくりについて、もっともっと時間をかけるべきではないかというようなことについては、いかがお考えでしょうか。

○（教育）八木主幹

黒松内町のまちづくり条例というのか、あるいは北九州市の鉄道記念館とか、そういったものにつきましては、新たな施設をつくるという部分で、町民、市民の皆さんの御意見を伺うということだと理解しているものです。

また、現在、新博物館構想ということで、交通記念館を再利用する形でプランを立てているわけですが、非常に構造的な制約もあるという中で、市は財政的なこともございますから、いろいろ検討した部分もございすけれども、御存じのとおり、青少年科学技術館は築後43年ほどもう経過しておりまして、施設そのものはもう配管も水漏れはしますし、電気系統についても同じようなことが言えますし、また、すが漏り、その他いろいろ障害が出てございます。その中で、どこかへ新設するというようなことができればいいですけれども、そういうことではなく、また、交通記念館も今こういう状況を迎えている中で、交通記念館自体は、今申し上げましたように、スペース的には非常に広いものがまだ残ってございます。施設も新しいところでございます。こういう施設を再活用するということが今非常に大事ではないかと考えてございますので、そういった中では、青少年科学技術館をそこに入れる、あるいは博物館の知恵をそこに結集するといったようなことが今大変望まれるということの中で、ただいまこういう形で進めさせていただけるということでございます。また、これにつきましては、市民の意見ということよりも、まずその施設を利用している方々の御意見ということがありまして、各館の運営委員会あるいは博物館の協議会、こういった方々の意見を春からお聞きする中で、この方向性を固めてきたと。そういった中で、今、その施設にどんなものをつくっていくかということを広く市民の皆様にもお聞きするということはございますので、今、この3月よりアンケート調査、意向調査を行っておりまして、その施設の中に、皆さんにどのような楽

しめる施設を提供していけばいいかということの検討を、この 4 月からやってみたいと考えているところでございます。

○教育長

市民、町民の意見を聞くという方法には、例えば全く施設がなくて、新たに物をつくるという場合には、初めの段階からいろいろな人の意見をいただきながら立ち上げていくという方法もあるのですが、今、科学館、鉄道記念館、博物館、それは全部あるものですので、私たちはその機能面でいかにして合わせながら集客を得て、そして市民のニーズにこたえていくことができるか、観光客のニーズにこたえていくことができるかということで、私どものサイド、さらにはいろいろな審議会がございますので、そういう方の意見をいただきながらここまで計画を、案を持ってきたところでございます。

なお、来年の 4 月うんぬんという話もございましたが、私どもは、連休がどうのこうのというものではなくて、連休明けまでには間違いなく、この新しいリニューアルしたものができるといふ、そういう思いで今各担当がいろいろな角度から計画案、さらにはこれを御承認いただいた計画を詰めていくというような、そういう力強い気持ちで進めてございますので、オープンの時期がありきというような、そういうような考え方には立ってございませんので、そここのところを御理解いただければと思います。

○菊地委員

よりよいものをつくるときに、よりよい意見があったら、時期にこだわらずにもっといいものをつくっていこうというスタンスで、ぜひやっていただきたいということを一つ言わせていただきます。

あおばとプランについて

次に、あおばとプランの中で、学習到達度調査について聞きたいのですが、ここで言われている学習到達度調査の中で、学習能力とか、学習意識のこういったことがわかるのかということについて、詳しく教えてください。

○（教育）指導室寺澤主幹

学習到達度調査の内容についてですが、学習到達度調査とは、学習指導要領に示されている各教科の目標に照らして、どれだけ実現、達成しているのか、評価、確認するなど、生徒一人一人に基礎・基本が身についているかを知る評価方法でございます。これによって、次の学習への動機づけをしたり、学習結果を診断することができ、学習指導の改善などに役立てることができます。

○菊地委員

もう少し詳しく。

○（教育）指導室長

学習到達度調査の目標でございますが、実は、いろいろな評価方法がございます。これは、例えば、一つは私どもがなじみなのは、クラスに 40 人いたら、あなたは何番目ですという評価方法です。つまり、40 人いて、仮に私がそのクラスの点数で 100 点満点をとってきましたら、例えば何点であっても 20 番目といったら真ん中ぐらいという評価のとらえ方です。これが一つの考え方です。もう一つは、例えば読みものの教材がございまして、ここの教材では、例えばどの子供も大体 8 割ぐらいとれればクリアしているという考え方があります。つまり、物差しを決めておくということです。この物差しに対してどの程度近づいているかという考え方の評価方法がございます。

今回は、私どもが学習到達度という形でしょうとしているものは、この一つの物差しについて、どの程度近づいたり超えたりしているかという評価方法でございます。

○菊地委員

それを中学生でやると。そうすると、小学校の教科の中で、例えば九九のところでつまずいているとか、この漢字の読み方は少しつまずいているのではないかということがわかるという学習調査ということですか。

○（教育）指導室長

特に今回の場合のポイントは、小学校で学んだことが出題範囲になります。つまり 1 年生から 6 年生までの範囲が対象となつてございますから、確かに項目としては、算数の例でいきますと、例えば小数の足し算やかけ算があったり、分数のかけ算や割り算があったり、数については小数や分数という形での違いはありますが、数と計算という考え方でまとめることができます。つまり、学習というのは、それぞれ例えば量、リットル、キログラムというかさの勉強とか、そういう領域ごとでどの程度物差しを実現しているかということで見えていきます。こういう目標に合わせて見ていくようなやり方をとりますから、確かに出るかどうか別ですが、九九の問題があったとしても、そういう領域ごとにくくられる。これが学習指導や領域ごとにくくっているものですから、そういう領域ごとでの物差しで見えていきたいということでございます。

○菊地委員

その結果は出ました。それを分析して、そして具体的にどのように活用されようとしているのかについてお願いします。

○（教育）指導室寺澤主幹

調査結果の分析をいたしまして、その結果について各小学校ごとにどういうところに課題があるのか、またどういうところが優れているのか、各学校の方に戻してもう一度研究していただいて、指導方法や指導計画をどう改善していったら子供に確かな学力を育成していくことができるのか、生かしていただきたいと考えております。

○菊地委員

例えば A 小学校でしたら、ここのところをもう少し改善した方がいいのではないかというようなことだと思うのですけれども、それで小学校ごとというのはわかるのですけれども、実際その学習到達度調査を受けた個々人のことももちろんわかるわけですね、ここにつまづいているとか、そういう個々の生徒に対する指導というのはどういうふうになるのですか。

○（教育）指導室寺澤主幹

調査結果をどのように指導に生かすかということだと思いますが、調査結果につきましては、先ほど申し上げましたように、小学校の各指導計画、学習指導の改善に生かすことはもとより、中学校で受けた生徒一人一人にその結果を戻しますので、今後の学習の課題とか、どういうところに自信を持って、どういうところが課題になっているのか、中学校の教育相談という機会がありますので、担任の先生と十分相談しながら、各個人の勉強に取り組む意欲づけなどに生かしていきたいと考えております。

○菊地委員

そういうことでは、個々の学力をしっかりとしたものをつけていくということで、いい方向だとは思いますが、それが現場の教師との間でなかなか理解が一致しないというのは、どこに問題があるのですか。

○（教育）指導室寺澤主幹

教師が反対する理由について、直接ははっきり聞いていないのですが、昨日も指導室長の方から答弁している過去の文部科学省の全国学力調査ですか、それによる過度の競争があったのではないかと、序列化が心配されるという、そういう懸念があるのではないかと推測されますので、そういうことではないということを十分これからも話し合っ、説明していきたいと考えているところです。

○教育長

これまでのテストは、100 点をもって帰ったら自分は 100 点だという思い、50 点もったら 50 点という点数だけ、さらにはその学校、学級内の位置づけが気になっていたのですが、今度は 50 点や 100 点というそういうのではなくて、中学校のここの 1 年生はここの部分が、例えば先ほど出たように、小数引く小数、そのところが 5 年生なら、5 年生の段階がどうも子供たちに定着していないとか、そういう傾向を押さえるものでございますので、そういう面

では、私、今後子供たちの小学校の指導方法はもちろん、中学校の一人一人の指導に十分役立つものではないかと、そういうふうには押しさえさせていただきますので、そこを、やはり保護者もそういう願いで、私どもは聞いてございますし、先生方にもそういうところを十分理解していただいて、子供たちが楽しく喜んで、そしてわかる、そういうような授業づくりに頑張っていただければと、私どもも努力してまいりたいと思っております。

○菊地委員

あおばとプランの環境づくりについて

もう一つ、現場の教師の立場で聞きたかったのですけれども。小樽市のあおばとプランでは、学習到達度調査の実施をして、きめ細かな指導の充実というところで、学校支援ボランティアの活動、それから指導方法の工夫の改善という方向が出されています。尾道市のたまたま似たような、尾道市は尾道教育さくらプランというのだそうですけれど、学習意欲の向上のところで、きめ細かな指導の充実ということで、教科アシスタントの配置とか、それから少人数指導とか、チーム・ティーチングのための配置と、かなり詳しく環境づくりのための施策があるので、先ほど中学生で受けた子供のつまづきを指導していく、これはこれでいいことなのですけれども、それが教科の担任とか、クラスの担任だけに責任を負わされたりすると大変厳しいものがあります。そういう意味では、こういう具体的な少人数学級とか、チーム・ティーチングのそういう配置についての現場の声もあるのではないかと、いうことをひとつ考えているのですが、その辺について、小樽市教育委員会としては、今後どういうふうな環境づくりをしていこうと考えているのか、聞きたいと思います。

○（教育）指導室寺澤主幹

委員のおっしゃるように、少人数指導とか、チーム・ティーチングとか、そういうような指導方法の工夫・改善をしていく上で、環境整備ということだと思っておりますけれども、そのためにも、まずは実態把握をして、どういうところに課題があるのか、そういうことをはっきりさせて、そうすると課題が生まれ、そしてそこから目標が生まれてくるのではないかなと思うのです。ただ、現在、道教委の方から、定数加配の申込みが毎年あるわけなのですが、現状を申し上げますと、なかなか学校の方から定数加配を申し込むというような状況にないような実態もございます。

○委員長

共産党の質疑を終結し、自民党に移します。

○小前委員

救急搬送について

消防に救急搬送について伺います。

17年度の出動件数と、その年齢別の区分ができていましたら教えていただきたいと思います。

○（消防）警防課長

昨年の出動件数及び搬送人員につきましては、平成17年度中の当市における救急出動件数は、6,245件でありまして、搬送人員は5,920名でございます。なお、年齢別は、新生児が33名、乳幼児が176名、少年が185名、成人が2,335名、高齢者が3,191名でございます。

○小前委員

高齢者というのは、65歳以上でしょうか。

○（消防）警防課長

高齢者は65歳以上を対象としております。

○小前委員

高齢者が3,191人ということは、50パーセント以上高齢者が占めているという実態があると思います。

傷病程度では、人数は出ておりますでしょうか。

○（消防）警防課長

昨年の救急出動での傷病別ということでございますが、死亡が 3 名、重傷が 1,153 名、中等傷が 2,339 名、軽傷が 2,420 名、その他 5 名となっております。

○小前委員

その他の 5 名というのは、何でしょうか。

○（消防）警防課長

その他の 5 名というのは、病院に搬送しましたが、医師の診断がなかったということが 5 名というふうになっております。

○小前委員

昨年も尋ねたのですが、一回の出動にかかる経費は幾らでしょうか。

○（消防）警防課長

小樽市の救急出動件数 1 件当たりの金額ということで、昨年の第 2 回定例会でも答えましたが、小樽市の救急出動件数 1 件当たりの金額は、約 7 万円となっております。小樽市の場合、そのうち約 95 パーセントが人件費ということであります。

○小前委員

出動件数が 6,245 件で 7 万円掛けますと、4 億 3,700 万円も救急搬送にかかっているという実態があります。

次に、それでは搬送先のベストファイブを挙げていただきたいと思います。

○（消防）警防課長

病院別搬送人員のベストファイブということでございますが、昨年は、夜間急病センターが 1,191 人、市立小樽病院が 824 人、協会病院が 590 人、市立小樽第 2 病院が 578 人、済生会小樽病院が 456 人となっております。

○小前委員

それでは、手稲溪仁会病院は何件でしょうか。

○（消防）警防課長

手稲溪仁会病院の搬送につきまして、昨年は 278 人となっております。

○小前委員

手稲溪仁会病院に運ぶ理由というか、どういうことで手稲溪仁会病院になるのでしょうか。

○（消防）警防課長

やはり市民ニーズが求められているということで、銭函管内の方が直近である札幌に近いということがありまして、その需要が 278 人という数字に表れているというふうに理解しております。

○小前委員

小樽市民であっても、市外を希望してもやはり救急搬送はただなのでしょうか。

○（消防）警防課長

現在のところ、市内、市外を問わず、無料となっております。

○小前委員

救急搬送は全国どこでもパンク寸前という状態にあるようですので、小樽でも軽傷者が 2,420 件、4 割以上を占めています。重傷だと思って患者本人、慌てて救急車を呼んだのだと思いますけれども、軽傷であった場合は救急ではなかったわけですから、こういうときは 1 回幾らかというお金を取れないものなののでしょうか。本当の救急利用の方の邪魔になっている場合もあり得ると思いますので、そこら辺の検討はされないのか、尋ねたいと思います。

○（消防）警防課長

軽傷である患者から幾らかお金をということではありますが、119番通報を受けた時点では、消防本部といたしましては、軽傷か、中傷か、重傷かというのは判断できておりません。あくまでも救急隊が病院に搬送して、結果として軽傷だったという数字が、先ほど私が述べた数字になっております。そういったことで、現在も軽傷であってもそのまま搬送するという、その時点ではわからないということで御理解いただきたいと思います。

○小前委員

ですから、結果として軽傷だった場合に、後で料金を幾らか、1件1,000円とかというような、金額はわかりませんけれども、そういうような検討をいただけないかという提案ですけれども、お答えは結構です。

成人式について

それでは次に、教育委員会に、成人式について尋ねたいと思います。

今年、会場が市民会館になりまして、1,200人以上の市民成人が集まっておりましたのですけれども、それに私も参加いたしまして、式典はたった10分足らずで終了いたしました。市長と議長のごあいさつと新成人お二人の方の誓いの言葉、それであっという間に終わってしまったのですけれども、市民会館に収容する数にだんだんくなって、今年は1,600人ぐらいだったと思いますけれども、来ない方もいて市民会館におさまる人数になったのだと思いますけれども。市民会館でやると非常に静かですので、もっと成人式を印象に残る意義あるものにするために、教育委員会は実行委員会にお任せしているのでしょうかけれども、何かアイデアを出すようなことをお考えにならないのでしょうか。いいピアノを弾くなりバイオリンなり、非常にいい声で歌を歌う方もいますので、そういう方、ボランティアで何でもそういうときに参加させて、歌いたいという方や弾きたいという方がいっぱいいますので、教育委員会がそういうときの助言はできないのでしょうか。

○（教育）生涯学習課長

成人式についてでございますけれども、市の成人式、現在、企画・運営につきましては、若い世代の方に委員を公募いたしまして、実行委員会方式でやってございます。それで、その中で式典の内容とか、あるいはその後の記念事業といったものについていろいろ委員の意見を聞きながら、これを尊重しながら毎年開催しているといった状況でございます。

お話がございました御提案、いろいろ行いましたけれども、来年の実行委員会の中で、これらについてお話をいろいろ持ったりしてもらいたいというふうに考えてございます。

また、毎年でございますけれども、教育委員の方あるいは社会教育委員の方々が来賓ということで出席いただいておりますので、このあたりからも広く意見を聞いてまいりたいというふうに考えてございます。

○小前委員

京都市が全部どうかわかりませんが、京都市では高校生を受付に配置して、何年後かの自分たちの成人式について考える機会を与えているというところがございまして、小樽市もこういうことを考えてはいかがでしょうか。

○（教育）生涯学習課長

受付に高校生はいかがかというお話でございます。現在、実行委員の中にも新成人を迎える前の方、あるいは経験された方、いろいろな方を実行委員の中に取り込んでおりますので、そのあたりをやっていきたいとも思いますけれども、成人式当日、実際には市教委の職員のほかに実行委員のメンバーをはじめとします100人以上の市民のボランティアの団体がいろいろな形で御支援いただいているといった状況でございます。それで、今後の実行委員会でございますが、そういった若い世代のいろいろな部分がありますので、これも検討していきたいと思っております。

それから、参加した方にアンケートをとってございまして、この結果やあるいは市民の意見といったもの

を今後反映した形で実施してまいりたいというふうに考えてございます。

○小前委員

学習到達度調査について

では、学習到達度調査について伺いますが、16年度は道内で、帯広市、函館市、稚内市、江別市、滝川市が実施して、17年度は札幌市も導入を前向きに検討していると新聞記事にございましたのですけれども、17年度、道内で実施している市は幾つありますでしょうか。

○（教育）指導室寺澤主幹

学習状況にかかわる調査を市全体として実施している市が全道で何市あるかという御質問なのですが、指導室の方で全道の状況について、全部ではないのですけれども、主な20市ほどを電話で聞きました。そのところによりますと、13市において全市において実施しているという回答をいただきました。

○小前委員

13市というのは、主な人口の多いような市でしょうか。

○（教育）指導室寺澤主幹

帯広市、石狩市、札幌市、江別市とか、ある程度人口の多いところでございます。

○小前委員

旭川市とかは。

○（教育）指導室寺澤主幹

旭川市、函館市、稚内市とかですね。

○小前委員

道内で13市も実施しているわけですね。小樽市だけが実施しないなんていうのはおかしいと私は思います。

函館市は、5年生が国語と算数を実施していますけれども、ほかのところは、この国語と算数のほかに理科と社会の四つを小学校でも実施しておりますし、中学校では四つに加えて英語も入って5教科実施してございます。江別市では実施した結果、教師の方から指導方針を立てるために、このテストは必須という声がほとんどだと新聞に書かれておりまして、ずいぶん小樽市と開きがあると感じておりました。

テストという意味は、教師が自分で指導したものが子供にどれだけ浸透しているか、この子は理解してこの子は理解していないという判断材料としてテストを実施すると思うのですけれども、いかがでしょうか。

○（教育）指導室寺澤主幹

子供の学習状況を把握し、教師が指導内容の改善に生かすことは、教師にとって最も大事なことでと考えております。

○小前委員

それでは、江別市の教師の方々が言う、指導方針を立てるためにテストは必須というのは、これは当たり前だとか、それがもっともと受け止めていいと思います。それで、あおばとプランの重点の一つに、「確かな学力の育成」とありますけれども、これについて保護者の方々の反応は聞いていますでしょうか。

○（教育）指導室寺澤主幹

確かな学力の育成にかかわる保護者の声ですが、検討委員会の中でも保護者の方の意見をいろいろ聞いておりますが、学力の向上に力を入れてほしい、また、基礎・基本の定着をしっかりと図っていただきたい、保護者の協力ができることがあったらどんどん学校に協力していきたいと。また、検討委員会ではないのですが、教育委員会に寄せられる相談の中でも、今の自分の子供の学力に不安があると、その学年で学ぶべきことをしっかり身につけているのかちょっと心配であると、そういうような調査などで実態を調べて指導方法を工夫・改善していただけないだろうか、というような声もございます。

○小前委員

私も小樽市内の進学校の高校の教師から、高校 1 年の後期ぐらいになると進みたい大学が子供たちから出てくるのだけれども、3 年間という時間ではとても追いつかなくて、大抵卒業時には希望する大学に入れない実態があると。そういう意味で、小中学校の基礎・基本の学力をもっと上げて送り込んでこれなければいけないと、高校の先生は言っています。それで、希望する大学には浪人の 1 年では足りない、2 年ぐらい浪人したら入れると話をしても、小樽の子供は家庭の経済的な状況があるのか、根性がないのか、今持っている学力で入っている子供がほとんどで、非常にもったいないと高校の教師がおっしゃっていました。そうした意味でも、本当に私、小中学校の基礎・基本の学力をつけて高校に上げてほしいと切にお願いいたします。そして、学力に対して不安は保護者だけではございませんで、伊藤整文学賞にかかわっているような人とか、美術館協議会に入っているような、今、小樽の文化を支えているような人たちも、小樽の子供たちの学力は大丈夫なのかという質問を非常にされていますので、しっかり頑張っていたきたいと私は思います。

学校間の比較は絶対しないということを前提にして実施していただいて、そして実施したら十分活用していただきたいということをお願いして、私の質問を終わりたいと思います。

○横田委員

高校の間口の関係について

教育委員会に高校の間口の関係でお尋ねいたしますが、今日、多分発表になっているのかな。18 年度は小樽市は間口の削減はなかったわけですが、以前は潮陵高校がされまして、総務常任委員会全員、市長、教育長、議長が道教委に行ってお願ひしたこともあります。

道教委の高校の定員の計画というのがあると思うのですが、これについてお知らせください。

○（教育）学校教育課長

道立高校の適正配置に当たりましては、北海道における中学卒業者の減少がかなり大きくなってきているという状況があって、ちなみに数字を申し上げますと、昭和 63 年度は 9 万 2,000 人ほど卒業者がいましたけれども、平成 12 年度は 6 万 7,000 人、18 年度においては 5 万 3,000 人と半減するような状況になってきてございます。そういったことを受けまして、道教委の方では、平成 12 年度 6 月に公立高等学校の配置の基本指針と見直しというものを公表いたしましたして、それに基づきまして、平成 19 年度までに公立高校の間口といたしますか、その調整を今行っているという現状でございます。

○横田委員

これはもう全道だと思いますけれども、小樽も当然、感覚的には減っていると思うのですが、小樽の中学卒業者の数などについて、お知らせください。

○（教育）学校教育課長

小樽の中学卒業者の減少傾向は全道的な傾向と同じでございまして、平成 13 年度は 1,444 人いたのですが、これが平成 17 年度は 1,196 人と、248 人ということで 250 人近くの減になってございまして、今後、18 年、19 年度においても 102 名ほど減少していくという形の中で、平成 19 年度は 1,094 人ほどになってくるという状況がございまして、そういったことで、高校の間口を平成 13 年度からいきますと、大体 3 間口、桜陽高校、工業高校、それから先ほど横田委員がお話になりました潮陵高校の削減が現在行われているという状況でございます。

○横田委員

小樽も減っているということもあり、当然ですよ。後志 1 学区になったというのですか、我々も提案もし。先ほど言われた道教委の計画ですが、基本指針の見直しでしたか。それで、19 年度までその計画がなされているということですが、小樽について、間口の関係では、計画上どんなふうになっているのですか。

○（教育）学校教育課長

平成17年度から公立学校の通学地域が改正されまして、今まで後志が1学区、2学区、3学区と三つに分かれていましたけれども、それが後志学区という形で一つの学区になりました。それで、17年度は1間口ということで、小樽潮陵高校が間口減になりました。それから、18年度、19年度という中で、1間口から2間口の減が必要という形では、道教委の方の計画になってございます。

○横田委員

19年度までに後志学区で一つから二つ減ということによろしいですか。

○（教育）学校教育課長

おっしゃるとおり、18年度から19年度で1から2間口減という形になってございます。

○横田委員

なぜこんなことを聞いているかといいますと、先日、道新の夕刊に、道立高校の再編ということで記事が出て、これによると、適正規模が1学年4学級から8学級なのだと、その4があって3学級になると、それは近隣校との再編とか、それからもっと少なくなればそれを削減とか、統廃合、そういうふうになるという話なのですね。これについての記事の内容についての詳細というか、道教委の計画が出ていますので、お知らせください。

○（教育）学校教育課長

道教委の方は、昨年12月に高校教育推進検討会議というのがございまして、そこからこれからの本道における高校教育のあるべき姿とそれを踏まえた高校配置のあり方についてということで、答申を受けまして、今年の2月、ごく最近ですけれども、高校教育に関する指針と、素案でございますけれども、そういったものが出されておりました。この指針の中では、教育水準の維持・向上を図るために高校配置の基本的な考え方を示しているという形で、複数年をイメージしているものであります。基本的には、人材育成とかそういった形で三つの柱を立ててございすけれども、高校配置の考え方というのは、学級定員は40名という中で、今、横田委員がおっしゃったように、1学年4から8学級が標準学級だという形で述べていまして、3学級以下については、近隣校と再編なり統合なりというのが骨子になっているという、その計画でございます。

○横田委員

小樽商業高校の卒業式に行ってきましたけれども、4学級だったのですね。それは1学級30何人ぐらいかな、少なくなったと思ったのですが、現実に商業高校の間口削減が、という話ではないですけれども、先ほどの後志の中で二つぐらい、19年度までという話ですし、それから今言ったような計画が新しく出てきたということで、心配するのは、小樽でもまたどこか間口が減るのではないかと。すぐというわけではないでしょうけれども。

今まで我々がやっていたのは、道教委が「はい、小樽はどこどこだよ」となったら泡食って、さっき言ったように、陳情に行ってお願いをします。教育関係者なり教職員組合なんかも一緒に行きましているお願いするのですけれども、どう見ても、今だから言いますけれども、行ってもなかなかこれはひっくり返るなんていう感触ではなかったのです。言い方が悪いかもしれませんが、取組の仕方がちょっと芸のないといいましょうか、やはりもうちょっと小樽の高校教育をこういうふうにしたいとか、それから、間口を削減されたら困るのだから、そのためにはどうしたらいい、こうしたらいいと、一般の人たちの、親たちの声もあると思うので、ぜひそういう声を何か聞いたり、それから、どういうふうに高校教育を、高校の間口を守っていくかという、何かそういうものができないのかなというか、していかないと、さっき言ったような、示されてから泡食って行くというような、そんな対応になってしまうのではないかと思うのです。何かお考えはないのですか。

○（教育）学校教育課長

今、お話がありましたように、市教委では、道教委のその計画に対して、今まで市長とか、当然教育委員の皆さんにも行っていただいて、道に行って、要請行動なり陳情なりいろいろやってまいりました。確かに市民サイドか

らということになりますので。ただ、これだけ生徒が減少している中では、今、横田委員がおっしゃったように、今までの取組で果たしていいのかということは当然ございますし、この高校のあり方といいますか、その検討に当たってその自治体だけの意見というか、考え方だけというか、やはり広く教育関係者とか、それから経済界とか、そういった方々の考え方というのはある程度やはり必要ではないだろうかというふうには考えてございます。ですから、教育長が諮問して答申をもらうということではなくて、そういった立場で広く、そういった協議の場を設定したいというふうには考えてございますし、それに基づきまして、小樽の高校教育のあり方について、そういった関係者の皆様から考え方を、傾向と申しましょか、そういったものを聞いて、どういうふうな思いを持っているのかというのを把握していくためのそういった検討懇話会みたいなものの設置を、今考えているところでございます。

○横田委員

私たちが一般の方々とお話する中で、例えば商業と工業の職業学校をうまく調整して一緒にせよとは言わないけれども、そんなこととか、それから前にも私はこの常任委員会でも質問させてもらいましたけれども、その私学再編をして、私学といろいろな何かできないかとか、そういった声も実際にあるのです。それで、今、その懇話会、検討会、そういうのをお考えだというのですけれども、それは非常にいいことだと思いますし、逆にそういう声を聞いたり、それから、どういうふうにしていくのかというしっかりした方針を小樽で持っていかなければならないという気はするのです。何かお考えだというのですけれども、具体的に何かなっているのですか、例えばメンバーとか、人数とか、どんなことをやるとか。

○（教育）学校教育課長

まず、先ほども話しましたように、検討懇話会みたいなのを立ち上げて考え方を聞いていきたいというふうに思っております。そのメンバー構成と申しますか、まず学識経験者と言われる方とか、それから P T A の代表者、中学校の P T A、それから中学校の校長、教頭、公立学校の校長とか、それから、当然、私立の校長も入れたいというふうに思っていますし、それから公立高校の P T A、商工会議所、青年会議所、そういった方々、12名ほどでそういったものを構成したいというふうに考えてございます。また、どういうことを話し合うかという中身は、先ほど委員もお話しされましたけれども、普通科と職業科のあり方というのは当然あると思います。いろいろな中で、普通科の要望の声が強いというふうに聞いていますし、そういった部分、それから道教委の方で計画が出されています特色ある学科と申しましょか、総合学制的なものが果たしてどうなのかという問題とか、それから、公立と私立のあり方と申しましょか、そういったこともお話をいただいて、小樽の望ましい高校教育というのはどういうものかということ、それぞれ御意見なり考え方を伺っていきたいというふうに思っております。

○横田委員

今、P T A も入っていましたか。当然入っていますね。

（「はい」と呼ぶ者あり）

P T A からそのような考えを聞かなければならないと思います。

考えているということではなくて、ぜひ進めてほしいといいましょか、ということであればやってほしいと思いますし、小樽から間口が、どことはわからないけれども、また一つ減るなんていうことになりますと、やはり親にとっては大変なことだと思うのです。だから、今言ったことがすぐできるかどうかは別にしても、これ前向きに積極的にやっていただきたいと思うのですけれども。道教委の方の計画がそのまま固まって、今まで動かなくなってしまったのは、年々どのぐらいなのでしょう。ですから、それに当然合わせなければならぬと思うのですけれども、固まる前というか、決まる前に、そしていろいろな意見を言うということになると思うのですけれども。それは、何かお考えというのは持っていないのですか。

○（教育）学校教育課長

道教委の方では、今、素案が出ていまして、それを固めていくという形になると思いますけれども、7月から8月ぐらいというふうに私どもの方も考えてございます。ですから、それに間に合わせるために、私どもはこれを立ち上げていきたいと、4月になりましたらこれを立ち上げて、それに間に合うべく精力的にというか、会を開いていって、道教委の方に考え方を伝えていきたいというふうに考えているところです。

○横田委員

メンバーの中に議員は入っていないのですか。

○（教育）学校教育課長

まだはっきりしたものでございせんけれども、議員というか、要するに教育関係者とか、経済界とか、そういった方の声を聞きたいというふうに考えていまして、今の中ではちょっとメンバーの中には入っていません。

○横田委員

絶対、間口が減らないようにいろいろな対策を、いろいろな方々から聞きながら進めていくというやり方がぜひ大事だと思いますので、よろしくお願いいたします。

○山田委員

改正消防法について

改正消防法にかかわる住宅用火災報知器の内容についてお聞かせ願いたいと思います。

○（消防）予防課長

住宅用火災警報器の義務づけについての内容でございすけれども、これにつきましては、消防法の一部改正が平成16年6月に行われまして、この中に一般の住宅における死者数、これが非常に多くなつたと、年間1,000名を超えるという状況にございます。火災全体の住宅火災の死者数がその住宅1,000名のうちの約8割を占めると。さらに、その中の4割が逃げ遅れという状況であります。この逃げ遅れによる死者を軽減するということで、各一般住宅におきまして、住宅用火災警報器の設置を義務づけたものでございます。

○山田委員

本市のその住宅、対象になる件数をお知らせください。

○（消防）予防課長

本市における設置対象住宅数は、約6万戸というふうに把握しております。

○山田委員

それでは、本市の市営住宅、それにかかわる戸数を教えてください。

○（消防）予防課長

市営住宅に関しましては、約3,000世帯という形で聞いております。

○山田委員

その次に、マンション、賃貸アパート、こういうような家では、現消防法で火災報知器の設置が義務づけられていると思います。まず、その認識をお聞かせ願いたいと思います。

○（消防）予防課長

マンション、アパート等につきましては、面積によりまして自動火災報知設備、これが設置されている対象物となります。ただ、この面積以下になりますと、そういう自動火災報知設備が設置されておりません。そういうアパート等につきましては、各戸に住宅の警報器が設置という形が義務づけられるということになります。

○山田委員

この設置場所はどのようなところに設置されるのか、基準があれば、どのような場所かお聞かせ願いたいと思います。

○（消防）予防課長

住宅火災警報器の設置場所ですけれども、まず、いろいろな状況がございますけれども、基本的には寝室に利用する居室、これも子供部屋とも含めまして寝室に使うと、また寝室等が 2 階にある場合、そこに通ずる階段の上部にもつけるという形になっているのが基本的なポイントです。

○山田委員

設置に関する個数、それもまた 2 から 3、そういうような形で部屋につけなければならないということも聞いております。

もし、設置するときに、「うちがついていますから、いい」「うちはまだお金の対応ができないから、だめ」、そういう場合の査察の方法は、どう考えられているのか、お聞かせ願いたいと思います。

○（消防）予防課長

設置につきましては、新築住宅につきましては、建築確認というような状況で設置の確認をできると思います。ただ、既存住宅につきましては、なかなか確認が難しいという状況もございます。それで、調査地区を一応設定して、その中で物を設置しているかというような形の調査を実施していこうかというふうには考えております。また、高齢者の関係、独居老人等につきましては、定期的に査察しておりますので、その中で設置の促進並びに設置状況については確認してまいりたいと思っております。

○山田委員

本市のホームページでもこのような形で啓発されていると思います。これは、火災報知器の悪質訪問に御注意ということで出されていると思います。ここで、千歳市の場合も不審な電話が相次いだと聞いております。今、そういうような情報がありましたら、お聞かせ願いたいと思います。

○（消防）予防課長

消火器等については、結構悪質訪問販売の話が出ていますけれども、まだこの住宅用火災警報器につきましては、小樽市においてはそういう報告を受けておりません。ただ、他都市では、東京都の方ですか、そういう状況がちらほら出てきていると、高い値段で売るといような悪徳訪問販売等もあるということで聞いております。ただ、これにつきましては、やはり町内会とか、消費者センターとも協力し合って訪問販売の排除というふうに、被害に遭わないような状況をこれからまた広報していきたいというふうに思っています。

○山田委員

火災報知器の義務づけによる周知期間が 5 年間あります。それについて、導入計画と法の整備、スケジュールをお聞かせ願いたいと思います。

○（消防）予防課長

この法の整備は 5 年間でありますけれども、これにつきましては、昨年、第 3 回定例会におきまして、小樽市火災予防条例の一部を改正する条例案が承認されました。これは平成 17 年 10 月 19 日に公布されております。

この住宅用火災警報器に係る条文につきましては、経過措置によりまして、新築住宅は平成 18 年 6 月 1 日から、既存住宅につきましては、5 年後の平成 23 年 6 月 1 日から義務という形になっております。法整備のスケジュールは条例においてすべて細かなところが決められております。

○山田委員

京都市の例を挙げさせていただきますが、京都市では消防協会を通して器具を一括購入し、安価で提供しているという記事もございます。そこで、本市は財政負担があるので、例えば半額補助するというわけではなく、1,000 円、2,000 円を補助して、安価に一般市民の方々にもあっせんできないか、考えをお聞かせください。

○（消防）予防課長

京都市における話は聞いております。ただ、京都市において、その普及の状況については、自主防災組織が十分

に整備されている。また、地域の環境、古いお寺とかがございますけれども、そういう環境の違いがありまして、小樽市にそのまま当てはめるというのも大きな問題があります。その詳しい内容につきましては十分に検討してまいりたいと思いますけれども、基本的には、この住宅用警報器は自分の命、財産、また自分で守っていく自己責任の意味もございますので、一定の負担は避けられないかと思っておりますけれども、その負担の軽減を図る方法、これについてはまた検討してまいりたいというふうに思っております。

○山田委員

食育について

今般、釧路市では骨を取ったサンマまた塩サバ、クジラ肉、いろいろな施策をしていると思うのですが、こういった内容に、小樽らしさを含んだ学校給食の提供はできないか、お聞かせ願いたいと思います。

○（教育）学校給食課長

釧路市の新聞報道によりますと、地産地消の観点からいきますと、後志管内まで広げますと、余市町とか仁木町とかの青果、果物ですけれども、サクランボ、プラム、プルーン、ミニトマトなど、中には100パーセント全部使用するということがありますし、また、ＪＡ新おたる産のカボチャを使ったかまぼこというのも今回取り入れていますので、そういう点では、これからも積極的にその地場産品を取り入れていきたいとは思っております。

○山田委員

私も「後志フードフェスタ」に伺いました。その中でもやはり小樽独自でとれるもの、また独自に養殖されているものもあるとも聞いております。そういったものをぜひ給食の中でも、生徒に小樽でとれたものを知らせて、愛着を持つような施策をお願いしたいと思っております。

栄養教諭について

現在 5 名いる栄養教諭についてお聞かせ願いたいと思います。

いろいろ資格を取ったと思っておりますけれども、それに関連して今後のスケジュールをお聞かせ願いたいと思います。

○（教育）学校給食課長

栄養教諭の配置についてですけれども、今、5 名の道費栄養職員のうち 4 名が教諭の免許を取得しております。ただ、取得したからすぐに栄養教諭になれるかというと、また、共同調理場とかの栄養士につきましては、学校数、また食数、これが多いこともありまして、まず栄養職員の担当業務の見直しや、それから効率化など図りまして、そういうことを検討しながら、直ちに18年度から学校へ配置ということにはなりませんけれども、たまたま単独校とかでも給食時間を利用して、校内放送を利用して、やはり食育ということでは指導等もしておりますので、そのような学校もありますので、そういう学校とも今後協議等をしまして、配置等につきましても研究してまいりたいと思います。

○山田委員

ぜひとも、できればそういうようなモデル校を考えていただいて、栄養教諭の教える意義というのが、これからますます重要になってくるので、それは要望としてお願いいたします。

○委員長

自民党の質疑を終結し、この際暫時休憩いたします。

休憩 午後 3 時 25 分

再開 午後 3 時 45 分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続行いたします

公明党。

○秋山委員

小中学校の給水設備改修事業について

小中学校の給水設備改修事業に関して伺いますけれども、今までも年 2 回から 3 回、水質検査を実施しながら安全確保をしてきているということで、けれども、給水施設の老朽化に伴って、赤さびによる赤水が発生している学校について、このたび、何校か予算をつけて改修するということなのですから。この工事に何校かわるのかを教えてください。

○（教育）総務管理課長

委員の御指摘のように、給水管の老朽化に伴いまして赤水が発生しております。また、異常のないことを確認しながら使ってまいりましたけれども、このたび、毎年、各学校から予算を策定するに当たりまして、重点要望という形で上がってまいります。その中で、今回、小学校 6 校、中学校 2 校において赤水の問題が上がってまいりましたので、それを学校に行きまして、現状を確認した上で、このように予算を計上させていただいてところでございます。

○秋山委員

毎年、各学校からの要望事項として上がってきたというのは、この 6 校を合わせて 8 校のみということなのでしょうか、特にひどかったということではなかったのでしょうか。

○（教育）総務管理課長

予算要望につきまして、重点的なものということで、特筆されたものはこの 6 校と 2 校でございますけれども、そのほかに老朽化しているのは、昭和 56 年度以前に建築された学校施設については、ただの水道鋼管、鉄管といたしますが、鋼管です。それ以後につきましては、中で赤水、さびが発生しないような管を使っておりますので、昭和 56 年以前のものにそういうような学校対象があります。けれども、若干部分的に頻度の少ない教室、特殊教室、そういうところには赤水が発生している学校は何校かございますけれども、このように主に飲料水に使っているところに発生したのは、この学校だけです。

○秋山委員

これは、今お話いただいたように、配水管の一部を交換するとか、その部分を取り替えるというだけで、ある程度は改良できるということなのでしょうか。

○（教育）総務管理課長

今回の主な場所は、各学校におきましては、一般的な例を申し上げますと受水槽、水道管から受水槽に受けて、受水槽から高架水槽に上げて、そこから各学校、例えば普通教室系統、それと特別教室系統、トイレ、水飲み場系統と、こういうふうに系列別に分流されておりますので、その中で飲料系の部分のみを今回工事をさせていただくということです。

○秋山委員

他の学校の方では、この飲料系に関しては、ここ数年の間は心配ないのでしょうか。

○（教育）総務管理課長

そのほかにも、先ほど申しましたけれども、このほか要望がなかったところにつきましても、すべて調査をしました。その中で、やはり先ほども言いましたけれども、特別教室のようなほとんど使っていないようなところにつきまして赤水の発生する場所がありましたけれども、ふだん使っている飲料系の部分につきましては、赤水がほとんど発生しておりませんので、発生したときには、その都度状況に応じて対応してまいりたいと思います。

○秋山委員

今、具体的な学校名を聞かせてください。

○（教育）総務管理課長

今回、予算に上げさせていただいた学校は、小学校につきましては、幸、花園、奥沢、潮見台、若竹、桜。中学校につきましては、松ヶ枝、潮見台となっております。なお、潮見台中学校につきましては、先週 3 月 9 日に小樽市管工事業協同組合がボランティアで、我々がやろうとしている工事をすべてやっていただくということになっています。

○秋山委員

では、この予算の枠の中のボランティアで行われた潮見台中学校の予算をよその学校に配分するという考えはないのですか。

○（教育）総務管理課長

基本的には予算の執行の中で行いますけれども、今のところはそういうような考えは持ってありません。

○秋山委員

それぞれの学校の状況も違うかと思いますが、平均して幾らという形ではないのかと思いますけれども。

○（教育）総務管理課長

金額につきましては二百数十万円から多くて 450 万円ほどになっておりまして、単純に割りますとおおよそ 350 万円前後かと思います。

○秋山委員

小中学校適正配置関係について

実は、このことから小樽市の小中学校はかなり古いというふうに感じますが、小中学校適正配置関係に関して、共産党の質問に関連して、各議員が資料をいただきました。この前のやりとりを聞いていまして、単純になぜなのだろうと感じた部分があったものですから、これに関連してお聞きしたいのですけれども。

先回の、去年の小学校の適正配置につきまして、まだ終わったばかりで、なぜこんなに早急に計画というか、検討されるのかという部分が、まずふに落ちなかったもので、この部分をお知らせください。

○（教育）山村主幹

小中学校の規模配置のあり方の検討についてでございますけれども、前回と申しますか、小学校の適正配置計画（案）につきましては、去年の秋、理解の広がり十分とならないということもございました。取り下げたわけですが、それとあわせて、社会情勢や教育環境の変化を見据えながら考えますと、想定をはるかに超えた少子化の進行、そういったことがございます。そういうことから、全市的な規模配置の見直しについては、慎重かつスピーディにそういう計画づくりに着手をしなければならないというふうに考えているわけです。そういうことで、去年の秋以降、教育委員会の事務局の方で情報などを整理しながら、今後に向けた整備をしていったということで、新年度、幅広く市民の意見を聞くというスタンスに立って、仮称ではありますが、検討委員会を立ち上げてまいりたいというふうに考えております。

○秋山委員

総務常任委員会にも去年の問題に対して、北手宮小学校に関する陳情がまだ 2 本継続の状態が残っております。そういう問題の過程の中であって、市民の間にも、この問題は終わったという意識はないですね。確かに、先ほどの横田委員のやりとりを聞いていまして、高校においても現実には生徒の数がどんどん減っていくという現実をもって目の前の問題ではありますが、今、まだきちんとくすぶっている問題ととらえておりますが、おさまらないうちに、まだその心の整理がされていないままにこういう形で検討に入るという部分が、いまひとつストンと落ちないという部分があります。

このいただいた資料を見ますと、学校もかなり改築事業を行う必要がある状況に来ているのだと。前回は病院の統廃合、今回は学校なのかというような、簡単に頭の中ですり替わってしまうようなイメージを受けかねないのですが、その件に関して、いかがなものでしょうか。

○（教育）山村主幹

秋山委員のその御心配の向きといえますか、そういった部分は多少あるかなという気持ちはします。しかしながら、先ほども申しましたけれども、慎重に計画を立てる、かつ少子化という部分をとらまえてみるならば、やはりある程度事はスピーディーに運ばなければならない、その辺は拙速に走るということは、これはいけないことではありますけれども、やはりきちんとした現状認識、現状把握をして、将来的な計画、ある程度長いスパンをやはり考えていかなければならないと思いますので、そういう意味では、検討に着手することは、やはり早めにやっていくことは、これはもう必要ではないかというふうに考えます。

○秋山委員

いただきました資料の一番最後を見ますと、「今後の学校規模・学校配置の在り方」に関する検討計画（素案）が載っておりまして、「在り方委員会」の進め方整理は18年3月から始まりまして、最終答申まで1年半の期間しか計画されていないとこの流れについて、説明していただきたいと思います。

○（教育）山村主幹

秋山委員、お話の部分につきましては、予算特別委員会で資料要求があったものに即したものだと思います。

それにつきましては、現在、教育委員会議で、昨年末以降、毎回の定例会で今後の進め方について協議をしている、その素案という形でございます。ですから、これが現在コンクリートされたものだということではなくて、3月いっぱいまでこういうたたき台を用いながら教育委員会議でもんでいる最中のものでございます。

○秋山委員

それにしましても、この素案が示され、その中で話し合いが進められていくことになるかと思いますが、この流れを見ているだけでもずいぶん早いというふうに感ずるのです。前回の教訓はどこに生かされているのかというふうにも感ずるのですけれども、同じてつを踏まないためにもう少し、確かに現場の少子化の問題も厳しい実態、また建物に関しても厳しい実態があるかとは思いますが、やはりある程度この猶予期間も必要ではないだろうかというふうに感ずるのですが、どんなものでございましょう。

○教育部川原次長

今回の適正配置の、まだ素案の段階でございますけれども、前回の説明会の中で、やはり保護者、関係の方から広く市民から意見を聞くような場を持つべきだというような意見が常にございました。とりあえず、やはりその部分では十分な時間はとりたいというのがございまして、18年度早々にこの取組を進めて、1年半ぐらいになりますけれども、その間で、皆さんの意見を聞いていくその場を十分にとりたいということで、今、その計画を進めているところでございます。

○秋山委員

十分な時間をとりたいとおっしゃっていますけれども、その間3か月間ぐらいしか見ていない。そして、皆さんの声を十分にお聞きしたい、どんな態勢でお聞きするのかというのも問題と思うのですよね。本当にあまりにも強烈な場面しかよみがえってこないものですから、そういうことのないように、どのような形を想定されているのかという部分をお願いいたします。

○（教育）山村主幹

やはりその市民の声といえますか、保護者も含めて、あるいは地域、あるいはその市内各層の意見、それから全市的な、地域的な部分、そういったものの声をいかに練り上げていくかというようなところでございます。検討委員会のメンバーの構成、いろいろな方に入っていただきたいというのが一つ。それから、検討委員会で審議してい

る内容については公表していくということで、どういう議論が進められているのかということが皆さんわかるようなシステム、仕組みにしていきたい。

それに対して、やはり常に意見を言う、反映できるような、そういう意見募集というのを常にやっていって、それをまた検討委員会の委員にお知らせをすると。ある一定の時期が来たら中間まとめをしていただくと、中間まとめを、さらにまたこれをまとめたものを公表して、広くそれに対しての意見募集をしていく。そういうフィードバックを繰り返しながら市民の意見などを検討委員会の中にも取り入れる。それを受けて、教育委員会で計画案をつくることになろうと思いますけれども、その段階でも教育委員会が作成した案に対しても、やはり市民のお考えをいただくような、そういった場面も想定していきたいと思います。これも、今、教育委員会議でいろいろな手法について、どんなものがあるかということで練り上げているところでございます。

○秋山委員

それと連動しながら学校施設の耐震化ということも検討の中に入っておりまして、見ていくと、今、来年、再来年、20年ごろには耐震化整備計画の策定が行われて、そして適正配置計画期に合わせた年次計画による工事も入っているという、要するに統廃合していこうという中で、やはり残したくない学校に無理してお金をかけることは無いと思うのです。この短い期間に、今年、来年、この2年、3年の間に、そういう動きが具体化されてくると、連動されていくと自然に、市民の皆様が「ああやっぱり」というか、何となく感ずるような、そして、大きくは小樽市のために、これは適正配置というのは必要なのだ、けれども、うちの子供が行っている間はという、何となくエゴに走りやすい、何かまた同じことを繰り返すような流れを感ずるのですけれども、それに関連して、この赤水も何となく無事逃れた学校が残っているという、そういう目では見てはいませんが、そういうふうに感じられるということで。どんなものなのでしょうか、もう少し期間というものも十分に考慮すべきではないだろうかというふうに考えます。

○教育部川原次長

今回の適正配置計画と連動して、耐震化の問題というのはもう欠かせない問題であるというふうに思います。

今、国の方もその耐震化に非常に力を入れて、まだ学校においては遅れているというような状況がございます。補助事業とかそういった形で進めていくという姿勢でございました。その優先度調査も去年と今年でまず終わって、今後こういった計画ということで、庁内で検討委員会をつくっていくという校舎の耐震化の問題もございます。当然、今後、適正配置を検討する中では、その校舎の老朽度というものもやはり今後の財政負担を考えますと、あわせて検討していかなければならないというふうに考えてございまして、この耐震化の計画についても19年度の年頭ぐらいまでには決行して、そして適正配置とリンクさせて計画をまとめていきたいということでございます。

「在り方の検討」の委員会ですけれども、まず全市的に配置、学校の規模がどういうのが望ましいのか、小樽市全体でこういった配置が長期的に望ましいかということをもまず十分議論をしていただき、そして考慮すべき事項はどのようなのかとか、こういった基本的な考え方についてまず議論していきますので、計画案策定の段階では、学校面というのはできているのですけれども、その前段については、十分なやはり学校のあり方、基本的な部分の議論を詰めていくということになります。

○秋山委員

今、学校面もできてくるかもしれませんがというような内容の話も出てまいりましたが、確かに全体的に見たときに、皆様頭の中には、私も署名で歩いたときには、やはりしっかりした学校を何校が残して、スクールバスで回した方が子供の安全も図れるし、要するに要らない心配を、無駄な抵抗もせずにきちんとしたものができるのではないだろうかという声もありました。何となく心配だけが心に残る計画だったというふうに、今、また再度不安が残りますが、今回は、この辺で終わらせたいと思います。

○委員長

公明党の質疑を終結し、平成会に移します。

○上野委員

あおばとプランについて

あおばとプラン一本に絞って質問いたします。

今回、あおばとプランが策定されましたけれども、もしも全道的にこういう事例がございましたら、どういうところでやっているかお知らせください。

○（教育）指導室寺澤主幹

私どもで把握している限りでは、札幌市で、このような計画を立てているところでございます。

○上野委員

やはり札幌市しかないのですよね。言ってみれば、小樽市の状況においては本当に画期的なことが起ころうとしているのですけれども、そういう点ではいろいろな不安がもう充満しているというのが私の思いでございまして。

まず、「はじめに」という宣誓が、菊教育長の言葉がございすけれども、中ごろに計画の策定に当たっては、学識経験者ら、保護者、学校関係からなる「推進計画作成検討委員会」による答申うんぬんとありますけれども、どういうメンバーで何回ぐらいこれをやったのですか。

○（教育）指導室寺澤主幹

小樽市学校教育推進のための作成検討委員会なのですが、そのメンバーにつきましては、小樽市内の町会長、それから市 P 連の方から推薦をいただきました小学校の保護者、それから中学校の保護者、それと小学校の校長会の代表の方、中学校の校長会の代表の方、それから小樽市の高等学校の校長、それから教育相談に携わっている方、計 7 名が構成メンバーとなっております。

会議の回数でございますが、平成 17 年 8 月から 10 月 31 日までの間に 5 回開催しております。

○上野委員

続いて、小・中・高校の校長会が市 P 連の方々とも協議・懇談を重ねてまいりました。どのような回数で、どのような形でやってきたかについて。

○（教育）指導室寺澤主幹

検討委員会の方から、小樽市の今後の教育の方向性を示す答申をいただきましたので、その答申にさらに御意見をいただくために、小樽市の小中学校の校長会の事務局の方と 4 回にわたり協議をしております。また、市 P 連の会長、副会長に集まっていたきまして 1 回、それから、小樽市内の高等学校の校長全員に集まっていたいて、1 回協議をしております。

○上野委員

本題の内容について、論議が活発になされたでしょうか。

○（教育）指導室寺澤主幹

そのときの論議ですが、例えば高等学校の懇談会におきましては、各高等学校の校長から義務教育を終了して高校に入ってくる子供たちの現状について、活発に意見交換がなされました。主な内容を紹介いたしますと、やはり個と集団のかかわり、このあり方について訓練されていないような状況が見られるとか、体位の向上は見られるが、運動能力の低下があるのではないかとか、また、集団生活について基礎的なトレーニングが不足しているのではないかとか、また基礎的な学力の問題などについても論議がされております。

○上野委員

先ほど菊地委員も言ったとおり、尾道市の計画に大変似ていると、それはいいのです。大変こういうものはいい

ものを全国から取り寄せて、また小樽方式でそれは大変よろしいのですけれども、１点だけ聞きたいのですけれども、この中身、小樽市の場合は教員と書いているのです。その場所によっては教職員。この教員と教職員の意味は。

○（教育）学校教育課長

通常、教員といいますと、学校の先生と申しましょうか、教職員が入りますと、事務職員とか、それから学校の管理下にあります用務員とか、そういった方々も全部入れて教職員という形で呼んでおります。

○上野委員

何で小樽市は、この中に教職員という言葉を使わなかったか。使っているところもあるのです、このプランの中で教職員うんぬんという文言が入っています。小樽市はわざと職員を外したのですか、それとも、教員だけになぜしたのか、その答弁をお願いします。

○（教育）指導室寺澤主幹

教員の研修ということに力を入れているため、教員の資質向上という意味で教員という言葉を使っております。

○上野委員

やはり学校の現場、小樽市の場合、特に教員だけではないのですよ。ややもするとその職員の方が教員の行動までをリードしているという、そういうところが今まであったわけなのです。ですから、できるならば学校の中は教員だけではなくて、やはり教職員全員がこれに対して勉強をするという意識を持たなければいけないので、ぜひ私の希望としては、文言の中に教員ではなくて教職員、全員ここに入っていますので、それをわざわざ外す必要がないのではないかというような思いがありましたので、質問させてもらったのです。

○（教育）指導室長

委員の御指摘のとおり、学校というのはさまざまな人たちで成り立っておりますから、これはもう前提中の前提です。その上で、実は答申の中にもありましたが、特に注目をされたのは、先生方の指導力の向上というところでございますので、そういう意味で教員という言葉を使わせていただいたものでございまして、意図的に教職員という職を外すということではございません。学校のさまざまな方々がいるということを前提にしながら、教員の資質向上ということについて言及をさせていただきたいというふうに受け止めていただければと思ってございます。

○上野委員

まだプランは通っていませんので、できるならば私としては、特に小樽市の場合は職も入れてもらわないと、我々は職は関係ないのだと、教員だけなのだこのプランはとなりますので、もちろん入っていると申しましたが、やはり活字で書かれるのとないのとは違いますので、もし検討いただければ検討してください。これは、答えはよろしいです。

昔から小樽市の教育現場で、学校の現場で一人一役制という、きっとこの言葉を知っていると思いますけれども、これは小樽で昔からあるのですよ。それについて、わかる範囲で答えてください。学校現場で一人一役制という言葉があると思うのですよ、わかりますか。

○（教育）学校教育課長

一人一役制という言葉は私は聞いたことはございませんけれども、ただ、恐らく考えますのに、それぞれ学校の中でいろいろな先生方の役割というのを、例えば校務分掌の教師とか、それからいろいろな仕事の分担があると思いますけれども、そういったことで、それぞれ教師を充てていることをおっしゃっているのかと思ってございます。

○上野委員

今言ったようなことなのだと思いますけれども、小樽市の場合は、やはりほかの地域、都市と違ってなかなか皆さんで考えてやるという、学校を運営とか、いろいろな面では、上野さんはこの役目、何々さん、その先生はこのことをしない、これが小樽も長い間のいい伝統か悪い伝統かは知りませんが、あるのです。特に今回、内容にはあまり触れませんが、私も見て大変画期的な小樽のこれからの教育の指針になるもので、もう少し肉づけは欲しい

のですけれども、これが18年度から開始、3年間の計画でももちろん準備期間もなく、かなり教育委員会としては、組合の方たちともまた校長なんかいろいろな会議はしたと思うのですけれども、その辺の浸透、どのくらい皆さんがこれに対して感じ取ってくれているのか。何回かやっていると思うのですよ、組合の方たちともやっているし、校長会ともやっていると思うのですけれども、その辺の浸透度を教えてください。

○（教育）指導室寺澤主幹

あおばとプランの学校での取組についての御質問ということで、校長会をはじめ教頭会、それから職員団体の方々と話を深めてきております。進め方についてですが、平成18年度から平成20年度までの3年間の計画ということで、いきなり平成18年度からここに書いてあるものすべてを横一線でやるという計画ではございません。各学校では、それぞれ工夫されて教育活動が行われておりますので、既にここに書かれている内容をほとんど実施している学校も中にはございます。ただ、まだ十分取り組めていない学校もありますので、その学校の実態に合わせて順次取り組んでいく。例えば平成18年度については、教師方で研修してみようとか、先進校に行ってみようという教育活動を見てみよう、平成19年度において、試行してみようと、そして20年度から実施してみようという、そういうような学校の実態に合わせて順次取り組んでいくということで、今、いろいろ話をして理解を深めているところでございます。

○上野委員

先ほど、小樽は一人一役制というのは、これはそういう文言にはありませんけれども、そういう雰囲気です。学校運営をやっていますので、私が指摘したのは、せっかくプランができて、学校の中でA先生が「これだけおまへの仕事だぞ」なんて、そんなことになる可能性もあるということ、そこなのです。やはり教育委員会としてもかなり慎重にきちんとしていかないと、本当に机上のプランで終わってしまうのではないかと。今までいろいろな面で、教育でも何でも早くぽんぽんとやって失敗していますので、これはもうこれからも長い教育の大事なところで今行ったのです。プランができたのですから、さっき言ったように、私はもうそんなに焦らなくてもいいと思いますので、そのかわりがっちりやっていく。

特にあまり時間がとれませんけれども、最後の8ページに教員の資質向上、これを見て、はっきり言って何で資質向上とどこに書いてあるのか、もう少し具体的にやるべきだと思う。それをしないとこのプランはこの文言だけでは進んでいきません。もっとやはり厳しくほかのところもやっているように、指導力不足教員にあっては認定を行うことをやっているのですから、もう。継続的な指導・検証を行うとか、そういうこともほかの都市で、教育先進都市ではもうそういうのを立ててプランをつくっているのです。8ページの教員の資質向上がこの文言だけで、私は本当にできるのかなと。やはり本当に教育長を筆頭にもう切腹するぐらいの気持ちでやるのだという、これが失敗したら切腹だというぐらいの気持ちでやっていかないと、こころ辺がどうも小樽の教育の場はこれではちょっと甘くなっている。甘いとは変な意味ではないですけれども、やはりやるのだったら厳しさを持って、さっき打合わせのときにペナルティなんて言葉を使って、それは今日は使いませんと言ったけれども、本当にそのぐらいの取組でやっていくようなことを厳正に公平な対応をやっていく。教員においてもやはり厳正で公正でなければならぬのですから。それは厳しく、公平に指導していくということも何も書いていないのです。このプランがスタートですから、これからきっと違うパート2ができると思いますけれども、そのぐらいの厳しさをやはり求めていかないと、私はこのプランが机上の空論に終わって、机の上にポンと置いて、もうそろそろ何年かたったら、学校に行ってもそこら辺に皿に乗っていて、だれもしないというようなことが起きる可能性があると思うのです、前の長い小樽の教育を見てきた場合ですね。

○（教育）指導室長

まず最初に、委員の御指摘・御心配、また今後の委員会等でも厳しく教育委員会に合った激励をいただければありがたいと思っています。

特に、教員の資質向上というのは、これはもう本当にこのあおばとプランを推進していく上でも大事なものと受け止めてございますし、今後、具体的な取組を示していかなければならないと思っております。

特に、今回、委員の御指摘でも、「はじめに」の中で実は理念として、再構築と情報公開というのを挙げてございます。つまり再構築というのは、小樽市内の今までやってきたものにつきまして組替えをしていこうと、その中で価値づけ、意味づけていこうということでございました。したがって、各学校の中でもこの組替えをしていただくために3年間の時間を設けたところでございます。ただし、これについては情報公開がやはり担保されなければならない。やはりどういう状況なのだろうか。そして、特にこの中では、はっきりとは言っていないが、市民の皆様との協働という考え方がございます。例えば学校支援ボランティア等々ございます。やはり多くの市民の皆さんのお力添えを、学校安全を含めていただきたい。そういう中で、やはりこういうところが困っているのだということも情報公開していかないと、いろいろ御支援をいただけないところもあるかとも思っております。したがって、今後とも学校レベル、教育委員会レベルで情報公開を積極的に推進しながら、その中でさまざまな教育委員会にとって耳の痛い話も真しに受け止めて、そして、この実現に向けて、棚の上に上げるのではなくて、実際にバイブルとして、市民の皆さんからも「あおばとプラン」と言われるような形で、その実施状況についても、小樽の教育はよくなっていると言われるような形をつくって、少しでも努力してまいりたいと思いますので、よろしくをお願いしたいと思います。

○上野委員

道教委がうんぬん、もうそういう時代ではないのです。道教委は道教委です。やはり連携して、小樽は小樽の市教委としてやってできないことはありませんので。

○教育長

皆さん御承知のように、日本の教育、北海道の教育、私たちの住んでいる小樽の教育には、学校教育にはたくさんの課題があります。そのたくさんの課題の中でも、あおばとプランに盛ったものは、それぞれの学校が何が何でも取り組んでいかなければ、やはり私は課題の達成はできないと思っております。この小さい項目、3年間で65項目ぐらいありますけれども、半分以上はほとんどの学校でやっているところでございますが、私はやはり小樽の子供たちが、北海道や日本の教育から取り残されないようにするためには、各学校、私どもも一緒になって、とにかく取り組んでいただければと思っております。

次に、教職員の研修といいますか、教員の資質向上についてであります。前にどなたからか質問がありましたが、子供たちの前に立つ教員はやはり情熱と指導力がなかったら、私はこれから教師は務まらないと思います。情熱はどの教員もあります。ただ、指導力は目まぐるしくやはり世の中がすすんでいますので、情熱だけでは私は指導力はつかないと思うのです。だからその都度コンピュータだけでなく、もっと別のフェース・ツー・フェースではないのですけれども、子供と顔を合わせると、そういう中で指導力をつけていくということは、どの教員にもやはり要求されることですし、私にも、皆さんにも、そして保護者にも私は要求されることではないかと思えます。そういうことで、私は時代にマッチした研修をそれぞれの学校で、又は教育委員会でいろいろと取り組んでまいりますので、どうぞよろしくお願いしたいと思います。

○委員長

平成会の質疑を終結し、民主党・市民連合に移します。

○佐々木（勝）委員

あおばとプランについて

今までのやりとりを聞きまして、何かこういう言葉が適当かどうか。人に対しては厳しく、自分には甘くと、このような感じを受けております。今のこの部分については、秋山委員が、計画づくりということについては十

分な時間をかけて、そしてさまざまな意見を聞きながら進めていくと、この基本は変わっていないと思うのです。このあおばとプランをつくるについても、そういう面では手順・手続は、形式的なものについては、私はそろっているのだろうというふうに思います。ただ、先ほど市教委が検討委員会をつくったと、このことが今までになく画期的に市教委が開かれたただ何だという発言も聞きました。しかし、集まっている部分からいえば、教育委員会サイドの人たちが集まった中で意見を聞きながらまとめたということの部分でありました。

一つ聞きたいのは、学校現場をどういうふうに受け止めているのかというふうに思うのです。学校現場の声をやはりしっかりと受け止めて物事を進めていくときではないかと、私も思うのですけれども。そういう面で言えば、学校現場というその押さえ方は。

○（教育）指導室寺澤主幹

先ほど、佐々木勝利委員から、他人には厳しく自分には甘くというようなお話もありましたが、ここに示されている計画の中、学校でももちろん取り組まなければいけないこともあるのですが、半分以上は教育委員会が頑張らなければいけないことがあります。ただいま、私どもの方でも、教育委員会として65項目あるのですが、年次計画を立てて、計画的にどのように取り組んでいくかということで、今、計画を立てているところでございます。

それから、学校現場をどのようにとらえているかということで、学校現場の意見をどのように取り上げたかということだと思うのですけれども、私ども検討委員会の中に、学校を代表する校長がそれぞれ小学校、中学校で入っておりますので、その校長の意見をもってそれぞれの学校の状況なんかも聞いて、校長から意見を聞いてとらえております。

○佐々木（勝）委員

だから、学校現場というのは、校長がそれこそ中心になって、そのシステムの中にある。けれども、さっきから上野委員も言うように、学校現場というのは、教職員がいる、子供がいる、それを取り巻く保護者がいる、今は地域の広がりがある、そういうものだというふうに私は受け止めているのだけれども。その共通理解が図られているのではないかと考えていると話を進めていくけれども、事何かのときには、学校現場の声というか、そういうあたりをどういうふうにとらえますかと言ったら、校長は大丈夫だと。検討委員会も小学校、中学校の校長会、今回は高校まで広がった、町会長も入れたと。こういうようなことで、この学校現場というあたりは、やはりしっかりと共通認識に立たなければならないというふうに改めて思います。だから、現場がいろいろな問題を抱えながら教育活動に当たっているという実態はわかっているというふうに思うのです。だから、よく欠点は目につく、よさは意外とつかないというのがある。

それで、このプランに盛られている本題の部分に行きますけれども、それこそ学校現場では、共通した認識で使える言葉というのは、私も現場にいた経験から、まずみんながそろってわかる授業をしようではないか、そうなのだね。そして楽しい学校づくりというのは、これは北海道のいわゆる取組の発祥というふうに思っています。だから、そのテーマに向かって一生懸命努力しているという、そのための実践も踏まえるところが私は評価されているのではないかとこのように思っているのですけれども、そういう取組については全然評価されない、欠点が目につくということで。

それで、私が一般質問からずっと話をしている部分が、このあおばとプランに学習到達度調査の経費を100万円入れた。これは、あおばとプランの中に入れて、それをさっきも話が出たように、一定の予算化するために。そこで私が一般質問で聞いたのは、今やろうとしているのは学力テストそのものではないのです。学力テストをまたやるのですかと聞いているのではないのです。この財政再建と厳しい予算編成の中であって、あおばとプランに組み込まれた学習到達度調査について、問題が生ずるこの調査を一方的に予算化までして強行しようとしている市教委のねらいと、その姿勢は問題ですというふうに私は言っているのです。いろいろと聞いていると、こういうことなのですね。学力向上のためにと、こういう話をしているけれども、予算化との関係からすれば、私はこういうふうに

読み取るのです。学力テストのときはしっかり調査です、希望するものではないです。今回は、これまでもいろいろと経過があった中で、この学習到達度調査は実際に小樽市でもやられた、取り組まれていた部分があるわけです。それは、さっきも報告があったように、希望するとか、求めるとか、そういう中に対応している。今回の場合は、学力テストと手法が似ていると私が言うのは、これを一斉に全員にやらせる。そのために100万円の予算を組んで、そして実施するのだと、こういうふうに来るからちょっと待ちなさいということで一般質問から進めていたところなのです。

だから、さっきの話の中で、学力テストと今の学習到達度調査は違うという話をしているけれども、相通ずるところがあるから、懸念しているから、そこのところは十分な理解と協力を得ていかなければ進まないのではないかなというふうに言っているのです。

そういうことで、予算化をする経過も含めて、さっきの計画ではないけれども、よかれと思ったことはいち早くやるということの部分に共通するものだから、この中の経過について、私の方ではやはり問題があると指摘した部分について、どう受け止めているのかということについてお話を聞きたい。

○（教育）指導室長

今、委員からのお考えをお述べになられたわけですが、やはり大事なことは、わかる授業といいましてもどうわかるのか、何をわかるのかということが非常に重要でございます。やはり、これは私ども、日本全国津々浦々どこの地域においても共通に学ばなければならない学習指導要領がございます。このことについて、さて小樽では子供たちがどの程度身につけているだろうかと、この状態を把握することによりまして、その中で、市民の負託、保護者の思いにこたえていきたいということが根本にございます。そのようなことから、この実施にかかり、ほかの市町村でも実施された場合には、やはり過去の懸念が示されまして、いろいろな意見はありましたが、お聞きしますと、2回3回と重ねる中では本当に子供たちの指導に生きていくと。先ほど申しましたわかる授業、学習指導要領に基づいたわかる授業というところでの充実が図られてきているという先行事例を耳にしております。ということから、私どもといたしましては、いろいろな御心配については十分受け止めながら、私どもの意図していることについては十分説明をし、理解をいただく努力をしながら進めてまいりたいというふうに考えてございます。

○佐々木（勝）委員

そういうことで、今回の教育長の答弁の中にもあったように、やはり十分な現場との話し合いということでしていかなければならないし、扱いについてもやはり慎重にやっていただきたいということについて、教育長のお答えが昨日もあったようですから、これ以上の部分について質問はしないけれども。問題は、さっきも話の中で、わかる授業ということは、これまでもやはりどちらかというと学習指導要領に基づいて、それにどれだけ達成したかと、学習指導要領にどれだけ近づいたかと、こういうことで迫ってくるということについて、これは学力テストと相通ずるところがあるということも私は申し上げているつもりなのです。

それで、十分な話し合いとその現場の中での意見と。問題は学力テストのときもそうだったのだけれども、この調査の結果について、それが結果としていろいろな形でひとり歩きをして、それが問題を生ずることになっているケースが多いから、この結果等についても、分析等についても、その取扱いには慎重に私は進めてもらいたいというふうに思うのですけれども。

○（教育）指導室長

特にこれをわかりやすく言いますと、教え方をよりよくしていこうということで、どこがつまづいているのかということを知っていきわけです。その中で、先生たちがこういうつまづきやすいところがあるのだから、ここについてはこんなふうに指導していこうということでもあります。ただ、今回重要なことは、学習到達度調査は、教科の調査と同時に生活や学習の意識についても調査させていただくことになってございます。と申しますのは、例え

ば家でどのぐらい勉強時間あるか、朝御飯についてはどうか等々、設問は詳細はまた今後検討されていくわけですが、そういう意識といいますが、生活というところについても目を向けていかないとやはり子供の健やかな成長、これはなかなか難しいだろうと考えてございます。したがって、そういう意味では家庭との協力という視点も実はこの中にございます。そういうことも含めていきますと、結果につきましては、やはり保護者の皆さんの御理解・御協力を得るような形も大事にしていかなければならないと思ってございますので、そういう中で考えてまいりたいと思ってございます。

○佐々木（勝）委員

財政再建推進プランについて

財政再建推進プランの 6 ページのところの学校給食調理業務、それから 21 ページ、統廃合の関係です。この学校給食調理業務、意図するところ、それと、現在、自校給食をやっています、この関連のところでお話をいただきたいと思います。

○（教育）学校給食課長

まず、自校方式の関係でございますけれども、今後、新調理場の規模等を検討する中で、経費面や少子化などの関係からいきまして、やはり過大な施設をつくることができないという点からは、供用開始時には、自校方式、単独校は供用開始時に残る可能性は強いと思いますけれども、ただ、供用開始後のその後の食数の減少からいきましたら、順次、単独校については新調理場の方にやはり移行していくという形になろうかと思います。

また、統合等につきましては、今の 2 調理場につきましても経費面、老朽化、少子化、食数の減少等によりまして、これ以上の維持・管理というのはなかなか難しいところもありまして、経費面とかでやはり統合して、それとあと衛生管理につきましてもまだウエット式の調理場ですので、そういう点ではドライ方式に変えまして、一層衛生面でも高めていきたいということで出ております。

○教育部川原次長

補足させていただきますけれども、今回、財政再建推進プランの中で、まず今後の考え方を挙げてございます。それにつきましては、両方の施設とも昭和 44 年とか、49 年ということで、かなり老朽化してきているということで、今後の財政状況を考えますと、この二つの施設を維持していくという面では、非常に財政的にもつらいものがございます。

それともう一つは、やはり子供の減少によりまして食数が年々減少している、今後もさらに続くだろうというような状況がございます。それともう一点は、衛生管理の面で、施設は有効使用しながら設備も更新をしておりますけれども、やはりそのドライシステム、近代化というものが安全・衛生面で求められているというようなことを考えますと、二つの調理場を持つのではなくて、今後一つに統合していきたいと。

それと、委託の件でございますけれども、現在、両調理場との輸送とか、配送関係とか、そういった面では委託業務を進めておりますけれども、調理部門については現在直営でやってございます。小樽病院が病院給食を 17 年度に民間委託して、調理員につきましては、学校給食が受け皿というようなことで進んでおります。それから、今年の 4 月には第 2 病院の委託化ということで、調理員については学校給食だけという形で今進んでおりますけれども、いずれにしても、調理員の補充につきましては、今後は退職不補充という方針が出ておりますので、今後につきましては、適正に置きかえていくような状況にもなるわけですが、21 年度に、その部分については、民間委託をして行っていきたいということで、計画案というものを出すことと考えてございます。

○佐々木（勝）委員

だから、今、自校給食との関係というのは、私も言ったように、それも視野に入れてこのプランの中に入れていくということではないのですか。

○教育川原次長

単独校の考え方ですけれども、今 6 校ほどございます。この新しい調理場を何食で持っていくかというのがひとつ今後の検討になります。食数も減っておりますので、あまり過大な施設をつくりますと、この食数の減少では過大になるということで、その辺の見極めも必要になりますけれども、そういうふうを考えますと、今の段階の考え方ですけれども、単独校については、当初は外して考えてはどうかと。ある程度規模を縮小する中で調理場をつくりまして、食数が減る段階で順次単独校を吸収していくようなやり方が施設面でもいいのかというふうを考えます。

○佐々木（勝）委員

それは、また議論したいと思います。

それでは次に、22 ページの施設の有効活用ということで、学校施設の有効活用とあります。このところについては、小中学校の設備について、小樽市学校施設活用方針、平成 16 年 4 月です。学校教育面での活用だけでなく、社会教育、社会福祉面での活用を図ります。こういうことの方針が出ているのを、私が言葉足らずなのか、そのところもうちょっと聞きたいと思っているのですけれども。要するに、学校はこれからいろいろないわゆる複合的な施設になっていくのだと、こういうことなのかどうか、全体の方針と、それから今の言ったことについて。

○（総務）中田主幹

この項目につきましては、行政改革の実施計画にのせた項目でございまして、総務部が事務局として教育委員会のワーキンググループと議論しまして、この答申をまとめてきましたので、私の方から答弁させていただきますけれども。そもそも余裕教室が学校にあるということで、その有効活用を図ることができるのではないかとということから、根本からスタートしております。その中で、余裕教室だけでなく学校全体の有効活用を、ほかのいろいろな面で今述べたように、社会教育、福祉の面でも活用できないかということを中心に検討会議で議論したところでございます。学校はあくまで学校教育現場でございますから、それが中心でございます。それを中心に据えて、活用できる範囲で社会教育なり福祉の面での活用を中心に地域に開かれた学校を念頭に置いて、そういう有効活用ができないかということを検討して、考えられるものをこの方針として取りまとめたものでございます。

○佐々木（勝）委員

学校施設整備について

学校施設設備の整備にかかわって、冬休み中にアスベスト工事をやりました。総合体育館を含めて全施設の今まとめがあるとすれば、全体にかかわっての報告を受けたいのだけれども、まずそれが一つ。

それから、学校関係については、冬休みに具体的な校名を挙げて作業をしましたね。その作業工事の状況と結果についてお知らせください。

○（教育）総務管理課長

前段の全庁の学校以外の体育館その他、本庁舎もそうですけれども、いろいろなところがあります。その部分の公表といたしますが、結果報告等につきましては、アスベスト対策委員会がありますので、そちらの方の中で議論されて、どのような形になるか、結論を出して、公表するものは公表していくという考えがあると思いますので、そちらの方でなろうかと思います。

ただ、学校につきましては、夏休み、冬休みの 2 回の長期休業日を利用して対策工事を行っておりまして、今回も夏休み期間中に行えなかったもの、要するに範囲が広く、工期的に間に合わない部分を冬休みの期間に行いまして、一般的には囲い込み工事で行っておりますし、またその囲い込みの行ったところは、小学校では 5 校、中学校では 1 校の 6 校ということになっておりまして、すべての工事が 1 月 16 日までに終えておりまして、1 月 17 日からは 3 学期が無事スタートしております。なお、その 3 学期のスタートに当たりましては、工事の終わった後の空气中濃度測定の結果ということが一番問題となろうかと思いますが、その結果につきましてもすべて 0.2 未満以下

ということで、基準値を大幅に下回っていたという結果になっております。また、この結果につきましては、各保護者の方にそのような報告をしておりますし、近々ホームページ等で公表していきたいと考えております。

○佐々木（勝）委員

この大雪による被害は特に、学校施設に限って、又は関連する施設などにどれだけの被害があったのですか。

○（教育）総務管理課長

今年の大雪によりまして、各学校におきまして、雪びあるいは屋上の積雪量が多いということで、各学校から 1 月、2 月、降雪期の間には毎日のように何とかしてくれという問い合わせが来まして、その中で、除排雪、体育館の脇、玄関先、その他、屋体の屋根の雪等の除排雪につきましては、小学校、中学校合わせまして 26 校からの要望がありまして、延べ 38 回、業者等に行わせておりますし、また、我々職員も何回か赴いて処理しております。その中で、雪びとか、屋根の落雪によりまして、その影響で、特に窓ガラスの破損というのが多くございまして、小学校、中学校合わせて 19 校、枚数は 35 枚程度です。そのほかに、忍路中学校では屋根の落雪のする箇所がのり面と非常に学校校舎が接近しておりまして、そののり面に落ちた部分が逆に大雪で校舎の方に押し寄せてきたということで、校舎の壁面を損傷しております。それと屋体のボイラー室の壁面を損傷しております。それから、塩谷中学校におきましては、屋根の雪が多くて、これも同様な形で集合煙突 2 本が折れているということと、望洋台小学校につきましては、同じく積雪により F F ストープの排気筒を損傷したということで、現在は、積雪の関係で応急的な処置しかとっておりませんので、今後、雪解け後に本格的な工事によって修復していきたいと考えております。

○佐々木（勝）委員

今日も、雪がもうほとんどないのだけれども、かき集めしたり、道路をしゅん洗というのか、後始末というのか、見てわかるように、学校のグラウンドなのです、グラウンドは積み上げたままの状態、5 月の早いところは運動会の練習とか、こういうことになると思うのです。このグラウンドの雪というのか、これをどのように認識して、どういう対策を講じていくのか。

○（教育）総務管理課長

確かに昨年も同様のことで、屋根の落雪の処理に困りまして、グラウンドの方に緊急的に押し寄せて、それが 4 月の半ばぐらいまで残ったということがあります。今年につきましてもそのような状況が続いておりますので、今月末から来月にかけて、雪解けが始まっていますので、ある程度現場、現状を確認しながら雪割りを行っていききたいと思います。

ただ、あまり少ない状態になりますと、重機等が入った場合、グラウンド面を痛めますので、そういうような状況にならない中で、雪割りを行っていききたいと思っております。

○委員長

以上をもって質疑を終結し、意見調整のため暫時休憩いたします。

休憩 午後 4 時 57 分

再開 午後 5 時 30 分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

これより一括討論に入ります。

共産党、菊地委員。

○菊地委員

日本共産党を代表して、議案第 45 号は継続審査、議案第 46 号は可決、陳情第 83 号ないし第 85 号は採択、継続審査

中の陳情はいずれも採択の討論をいたします。

文化芸術振興条例案です。質問の中でも主張しましたが、この条例に魂を吹き込むためにも関係者の皆さんの意見を集約した後に制定しても遅くはなく、よりよい条例ができるのではないのでしょうか。継続して審査することを主張します。

なお、継続審査が否決された場合の採決では、自席にて棄権の態度をとらせていただきます。

小樽市非核港湾条例案です。米軍再編のさまざまな動きの中で、心配されている小樽港への核兵器持込みを防ぐ、そのためにも可決が急がれます。

なお、議案第36号につきましては、一言述べさせていただきたいのですが、そもそもこの交通記念館、建設当初から小樽市の財政が厳しくなっている中で起債を起こして建てるのが適切なのか、元利償還の見通し、入所見込み数の見通しなどに疑問が出され、前代未聞の予算のつけ方と指摘されたものです。結果、心配されたとおりになりましたが、これからの小樽市のさまざまな施策の中で、こういう経験を生かすこと。また、北海道の鉄道発祥の歴史や財産を後世に伝える特段の努力を引き続きすべきこと。なお、新博物館構想には、全面的に賛成の立場をとるものでないことを申し添えておきます。

陳情第83号は、米F15戦闘機の千歳移転訓練に反対の意見書提出方についてです。米軍再編に対する政府の姿勢は、地元の同意も無視するという強引な手法で極めて問題です。騒音、事故、事件などが予想されることから、既に北海道、札幌市、江別市、余市町などが反対を表明しています。近接都市としても、核兵器廃絶宣言都市の精神を生かす立場からも、米F15戦闘機の移転訓練に反対の意思を表明すべきです。

陳情第84号、第85号は、市営プール存続を求めるものです。添えられた署名数は2万4,780筆になっています。全国ネットで支援の輪が広がっていますし、小樽市営プールの行く末は、今や全国の注目的になっています。青少年の育成、高齢者の健康保持、障害を持つ方々の社会参加に大きな役割を持つ市営プールの存続に寄せられた多くの市民の負託にしっかりとこたえていくべきです。

継続審査中の陳情は願意妥当、採択を求め、詳しくは本会議に譲り討論とします。

○委員長

平成会、上野委員。

○上野委員

議案第46号小樽市非核港湾条例案につきまして、平成会といたしまして検討した結果、前回に引き続きまして、今回も棄権とさせていただきます。棄権の態度は自席にて行います。詳しくは本会議において申し述べます。

○委員長

以上をもって討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、議案第45号について、採決いたします。

継続審査とすることに、賛成の委員は御起立願います。

(賛成者起立)

○委員長

起立少数。

よって、継続審査は否決されました。

次に、可決とすることに、賛成の委員は御起立願います。

(賛成者起立)

○委員長

起立多数。

よって、可決と決定いたしました。

次に、陳情第83号について、採決いたします。

継続審査とすることに、賛成の委員は御起立願います。

（賛成者起立）

○委員長

起立少数。

よって、継続審査は否決されました。

次に、採択とすることに、賛成の委員は御起立願います。

（賛成者起立）

○委員長

起立少数。

よって、不採択と決定いたしました。

次に、議案第46号について、採決いたします。

可決とすることに、賛成の委員は御起立願います。

（賛成者起立）

○委員長

起立少数。

よって、否決と決定いたしました。

次に、陳情第41号、第62号、第69号、第70号、第77号、第79号、第84号及び第85号について、一括採決いたします。

陳情はいずれも継続審査とすることに、賛成の委員は御起立願います。

（賛成者起立）

○委員長

起立多数。

よって、陳情はいずれも継続審査と決定いたしました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括採決いたします。

議案は可決と、所管事項の調査は継続審査とそれぞれ決定することに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長

御異議なしと認め、さように決しました。

本日はこれをもって散会いたします。